

計画書1「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」

(1)指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方

ア 総合的な運営方針と考え方

■ 安全で快適な利用空間の平等な提供

県立都市公園は神奈川県の高貴な財産であり、県民に安らぎをもたらすとともに、楽しく活動するためのステージでもあります。本公園の指定管理者である公益財団法人神奈川県公園協会（以下当協会という）は、「公の施設」として、誰もが平等に、安心快適に利用できる環境を提供します。

- きめ細かい管理による利用環境の維持向上と安全確保
- 公平・公正な利用の確保
- 平成29年5月に策定した「（公財）神奈川県公園協会 SDGs 宣言」に基づき、SDGsの普及と各ゴールの達成に向けた行動の実践
- 公園の特性を踏まえた災害への備えと感染症対策の強化

■ より高い公益性の発揮

これまでの経験を活用するとともに、社会的要請の変化、県の重要施策への対応を念頭に置き、地域や関係団体と協力しながら、地域社会の発展に寄与します。

- みどり、環境、生物多様性の保全の普及啓発
- 県の「ともに生きる社会かながわ憲章」、「未病の改善による健康寿命の延伸」など県の重点施策に賛同し、実現に向けた取組の推進
- 地域や自治体、関係団体と連携した事故・災害時対応等の充実
- 地域経済の活性化への貢献
- 障がい者施設等と連携した花苗生産と公園での活用

■ 効率的・効果的かつ持続可能な管理運営

常にコスト意識を持ち効率的・効果的な管理運営に努めるとともに、施設や人材を高貴な資源ととらえ、将来にわたり持続可能な運営を目指します。

- 複数施設の管理運営によるスケールメリットを活かした効率的・効果的な管理運営
- 新しい技術やシステムの導入による業務効率化
- これまでに培った人材や公園管理ノウハウ等の専門性の活用
- これまでの信頼関係や新たな発想に基づく地域との連携力の活用、強化
- 防災と環境保護のための特定資産の活用

(2)公園固有の価値や特性を踏まえた管理運営方針

■ 公園固有の価値と特性

本公園は、谷戸の豊かな自然を残してほしいとの地域からの強い要望を受けて整備された、全国初の自然生態観察公園（アーバン・エコロジー・パーク）で、市街地の中に残る豊かな自然環境や多様な動植物の保全とふれあい、自然保護の普及啓発、里山の優れた景観や仕組みなどを理解し参加体験の機会を創出することや、県民の散策休養、レクリエーション、災害対応など多様な公園利用を目的とした風致公園です。

谷戸山憲章の理念に基づき、市民等との協働連携によって様々な管理運営が行われています。



■ 現状の課題

- ① 里山林の落葉樹と競合するシラカシなどの常緑樹が増加し、樹林地や園路などの見通しの悪化や暗地化が生じています。
- ② 樹木の巨木化により上部が覆われ、日照不足で枯れた木やナラ枯れの発生による危険木が増加しています。特に巨木のコナラやカシでは、ナラ枯れの著しい被害が生じています。
- ③ アライグマなどの外来種が増加し、在来種を捕食・駆逐することで生物多様性が低下しています。
- ④ ボランティア活動の参加者の高齢化や後継者不足が生じています。
- ⑤ 利用目的の異なる利用者間での意見の相違によるトラブルや、ベンチ増設等の利用者要望があります。



①園路などの見通し悪化



②樹木の巨木化による日照不足



②ナラ枯れの発生



③外来種の増加

■ 本公園の総合的な管理運営方針

私たちは本公園の特性や現状の課題を受け、本公園が未来に向けて持続可能な里山モデルとして展開していくよう、総合的な管理運営方針を次のように設定して良好な管理運営を行います。

① 明るく・安全・快適な里山環境の実現、里山体験の充実

本公園の特徴であり魅力でもある里山の原風景を守り育てるため、長期的な視点に立った計画的な里山林管理を実践するとともに、危険木の除去を行い、明るく安全快適な里山環境の実現を目指します。また、農作業や里山林管理の体験、里山体験館での座学など、里山を楽しむ様々な体験プログラムの充実により、里山の役割や人との関わり、資源循環の仕組みなどを学び、体験し、後世に伝えていく場として活用します。



② 生物多様性を持続させる細やかな管理の実施

「自然生態観察公園」として、貴重な里山の自然環境と動植物を保全し、生物多様性を持続させる細やかな公園管理を行うため、生き物と共生した植物管理やボランティアと協働した環境保全の取組、外来生物の戦略的な防除、園内動植物の解説の充実などを実施していきます。

また、生物多様性の保全など、SDGs 実践普及の場として「やとやま学校」を開設していきます。



③ みんなでつくる、より良い公園づくり

開園以来、「県立座間谷戸山公園運営会議」を設置するなどして築き上げてきた多くの市民団体やボランティア、地域などとの連携・協働を継続し、市民参加型の管理運営を進めるとともに、高齢化・不足するボランティア対策として、新たなボランティアの育成や公園をフィールドに活動する多様な団体等の発掘などに取り組み、みんなでつくる、持続可能な、より良い公園づくりを進めていきます。

また、利用目的の違いによる利用者間トラブル（撮影者と散策者等）については、その都度、運営会議等で話し合いながらマナーの作成（計画書7）を進めており、今後もトラブルが発生した都度に、運営会議などで話し合いながら解決するよう努めていきます。



④ イキイキと暮らせる多様な公園利用の促進

本公園のポテンシャルを活かし、高低差のある園路を使った健康づくりや樹林を使った遊び体験など、多様な公園利用のための「レクリエーションプログラムの充実」を図り、様々な方が多様な公園利用を通じて生き生きと暮らせるよう、管理運営を行っていきます。また、県や市と連携して「森林セラピーロード」の認定を目指します。

更には、地域や関係団体、XXXXXXXXXXなどと連携しながら広域利用を促進するとともに、発生材を活用したスツール増設や授乳スペースの確保など多様な利用者ニーズに対応することで、多くの方に親しまれ、喜んでいただける公園づくりを進めていきます。



(3)利用者や地域住民、環境等に配慮した管理運営方針

ア 平等な利用の確保

公園は、子供から高齢者、障がい者、外国の方などの利用者や、地域団体、ボランティア団体など様々な立場の方が利用されるため、私たちは関係法令や利用ルール等を遵守し、指定管理者としての責務に基づいて平等な利用を確保します。

また、安全で快適な利用環境を提供するとともに、インターネットやSNSなどを通じて積極的な情報発信を行い、できるだけ多くの方々に本公園を利用していただけるよう利用機会の拡大に取り組みます。さらに、様々な方が利用しやすいよう、ハード面はもとより、ソフト面からもユニバーサルデザインに取り組みます。

イ 利用者や地域住民等の意見を反映した公園づくりの推進

私たちはこれまでの管理経験から、公園の運営においては地域との関わり、連携が大変重要であると考えます。そのため、公園モニターや利用者アンケート等を活用して、利用者や地域住民と双方向のコミュニケーションを図りながら、業務改善に反映させていきます。

本公園では、従前からボランティア団体等で構成される「県立座間谷戸山公園運営会議」から様々な意見を頂きながら管理運営に反映しており、今後も運営会議等と連携・協働しながら公園運営を進めていきます。

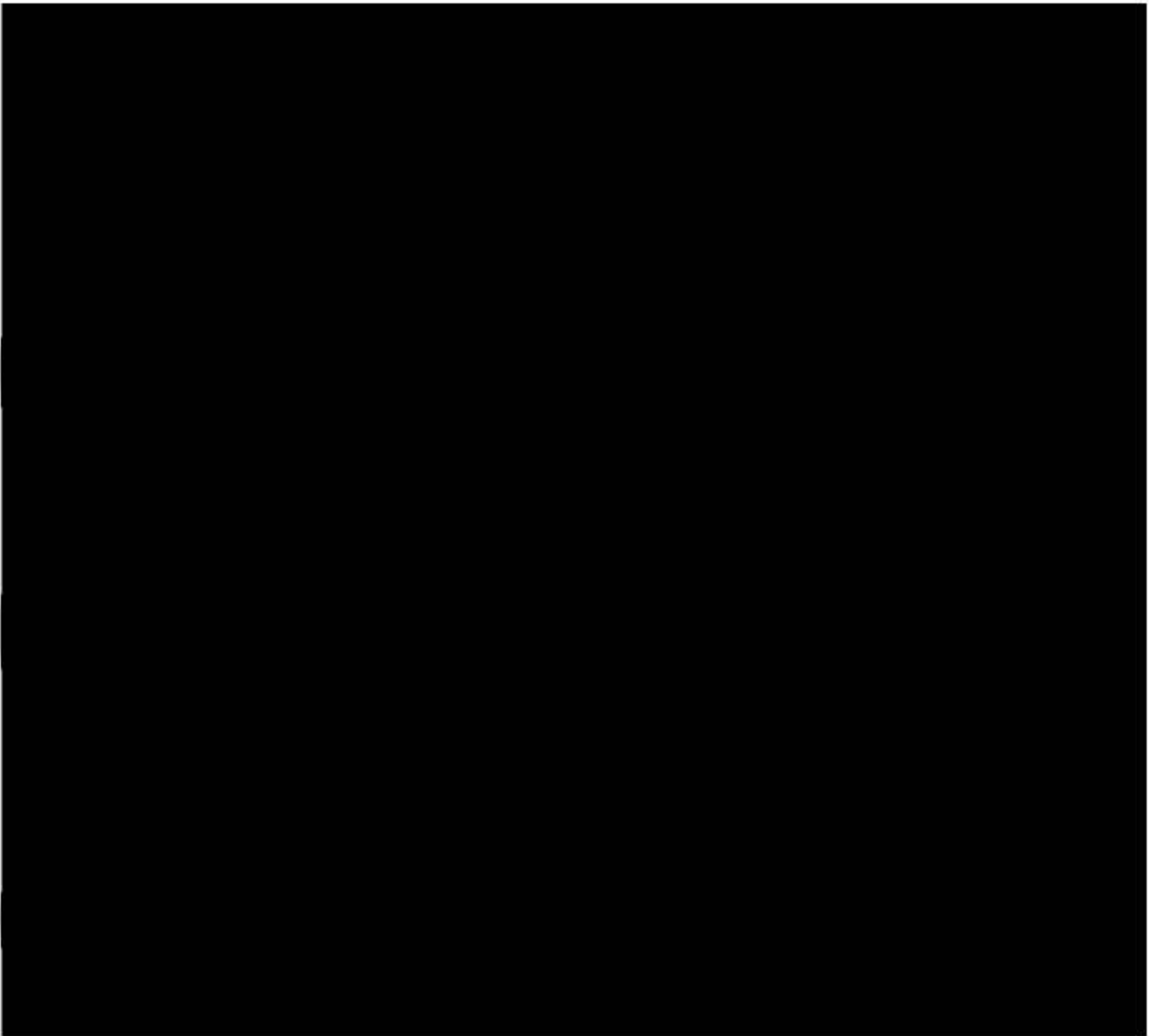
ウ 環境に配慮した管理運営

公園は神奈川の豊かな緑を構成する一部であり、自然の多様性に触れ、自然を大切にする心を育む場所として環境配慮の重要性について普及啓発するための重要なフィールドだと考えます。管理運営にあたっては、当協会が独自に構築した「環境マネジメントシステム」により、環境負荷やコストの軽減、資源循環型の維持管理（ゼロエミッション）等、総合的な環境マネジメントを推進します。また、再生可能エネルギーの活用や生物多様性の確保など、地域から地球環境問題に取り組みます。

特に、伐採や枝処理の発生材を有効活用するなど、樹林地の多い公園の特性を活かした資源循環型管理を推進し、里山の文化の継承、利用者サービスへの還元に努めます。

発生材の活用方法	具体的な手法(本公園でのゼロエミッション実施例)
標柱、方向板、ベンチ、テーブル、イス	当協会が所有する薪割機、丸ノコ等を活用した運搬や製材
立入防止柵 生物のすみ家作り	発生材を集積したカントリーヘッジ [※] の整備・維持
ぬかるみ・雑草防止	チップパー(粉碎機)を使ったチップ化と敷設
燃料	薪割機や
水質浄化	
土壌改良	
堆肥	腐葉土箱での落ち葉や刈り草の堆肥化と田畑や花壇等への活用

※カントリーヘッジ(Country Hedge)は、自然素材で作られた垣根を示す英語で、発生材の枝葉などを列状に積み、立入防止や小動物のすみ家に活用します。



計画書2「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」

(1)当該公園の基準等を踏まえた効果的、効率的な委託の考え方

本公園は起伏がある里山の樹林地を中心として、水田や池、建物等の多様な施設が点在します。このような立地で常に安全で清潔な施設管理を実施するためには、公園の特性を熟知し経験を積んだ職員による丁寧な管理が効果的、効率的であるため、できるだけ直営で、きめ細かな維持管理を行うことを基本とします。一方、法令等に基づく業務、専門技術や資格、特種な機器類を要する業務、危険を伴う業務等は、専門業者等へ外部委託します。

また、地域活性化の観点から地元企業等に委ねることが相応しい業務等も外部委託し、高齢者の就業促進や障がい者の就労支援に資する業務もできる限り外部委託します。

※植物管理等の直営作業にかかる人件費は、付属書類「収支計画書」の「人件費」に計上しています。

■具体的な委託業務内容

区 分	管理項目	管理内容	業務内容	理 由
植物管理	樹木管理	伐採、枯れ枝処理、高木剪定	傾斜木、樹勢悪化木・支障枝の除去	高所または高度な作業で危険を伴うため
	草地管理	機械除草	公園外周道路沿い及び急傾斜地等の除草	危険を伴うため
	特殊管理	農地管理	水田・畑地管理	専門機器・技術を要するため
施設管理	法定点検 定期点検	建物点検、建築設備、浄化槽、消防設備等	建物やポンプ施設点検 浄化槽や火災報知器などの点検等	県長寿命化計画、浄化槽法など法律の定めに基づき実施
	警備業務	機械警備	機械警備	免許・専門技術を要するため
清掃管理	設備清掃	建物等清掃点検	建物等清掃	専門技術を要するため
	ゴミ処理	一般廃棄物処理	ゴミ搬出	専門機器・技術・免許を要するため



高所作業車による枝処理



水田管理



建物清掃

(2) 委託先の選定方法

委託先の選定にあたっては、競争性・透明性・公平性の確保と業務の品質確保に十分配慮して公募型競争入札を基本とし、適正な選定を行います。

そのため、公益財団法人神奈川県公園協会会計規程をはじめとする右記の関係諸規程によって、選定の手順や条件を明文化していきます。

選定に関する規程

- ・公益財団法人神奈川県公園協会会計規程
- ・公益財団法人神奈川県公園協会会計規程の運用について
- ・競争入札参加要件等設定委員会要領
- ・競争入札参加要件設定に係る基準
- ・指名業者選定基準

委託先の選定にあたっては、県の入札手続きを参考に募集開始から入札まで一定の期間を設け、幅広く応募していただけるように、募集内容を当協会のHPを通じて広く公表していきます。

委託先は原則として、県の競争入札参加資格者名簿に登録された者から選定し、業務の水準を確保します。また、専門性の高い一部業務を除く全ての業務については、地元を優先する地域要件を設けています。

(3) 県内(地域)企業への委託の考え方

地域の企業は、その地域に精通しているので、迅速かつきめ細かな対応が可能です。また、地域経済への貢献や地域との連携といった視点からも効果が期待できるため、本公園では、引き続き、座間市内を中心に県内企業等への委託を行っていきます。

特に、経費節減による効率的な管理運営を推進するため、[] による除草作業等非営利団体への委託を積極的に行います。これら団体による作業は非常に丁寧で、利用者からも好評ですので、今後とも継続して活用していきます。

■地元企業等への発注実績

単位：件

事業所の所在地	H27	H28	H29	H30	H31(R1)	R2.1
座間市内	11	16	18	15	16	12
神奈川県内	17	12	18	16	19	15
〃 県外	1	2	1	0	2	1
合計	29	30	37	31	37	28



[] による除草作業



公園まつりでのお赤飯の販売

計画書3 「施設の維持管理」



(1)公園の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方

本公園は、谷戸の豊かな自然環境や多様な動植物、優れた里山の景観などを有する自然生態観察公園で、市民団体など多くの方に支えられている公園です。

本公園では、

となり、特に樹林地の長期的計画的な維持管理や、自然生態系に配慮した植物管理、ボランティアとの連携や協働などが重要となります。

そこで、維持管理にあたっては、公園の価値や特性を生かしながら課題などの対策を行い、利用者の安全安心や快適な利用を確保するように、確実な維持管理を行っていきます。

(2)施設保守点検業務、小破修繕業務等の実施方針

■施設の長寿命化や安全を最優先とした施設保守点検や小破修繕を行います。

開園から30年が経過し、施設が老朽化してきていることから、県が作成した本公園の長寿命化計画を基本に、高頻度な保守点検と修繕を行うことで、予防保全を基本とした施設の長寿命化と安全を最優先とした速やかな維持管理を行います。

特に、擬木化されていない木製の木道や階段は劣化しやすいので保守点検には注意を払います。施設の大規模な補修などが必要なものについては、速やかに県に報告・相談し、立ち入り禁止措置など安全を最優先とした対応を行います。

なお、各施設の修繕等においては、樹林地等の発生材を有効活用します。

※計画的な点検により異常個所を早期発見・修繕し、施設が破損する前に予防的な保全を行うことで施設の寿命を延ばします。



(3)清掃業務、受付業務、警備業務等の実施方針

■安全・快適な利用を支える清掃を実施します。

樹林地内の

清掃を徹底し、特に強風後には注意を払います。

また、利用者の多いトイレ清掃を徹底するなど、利用者が安全・快適に公園を利用し満足いただけるよう清掃を行います。

更には、毎日の公園巡回時に簡単な清掃用具セットを携帯するなど、状況に応じた臨機応変な清掃を行います。



【令和7年度事業計画】

■誰にでも親切丁寧な受付と効率的な事務処理を行います。

受付では、本公園を安心・快適に利用いただけるよう親切丁寧で平等な対応を行うとともに、します。バリアフリーや心のバリアフリーに配慮し、高齢者や障がい者、外国人などの利用に対応した、車いすなどの補助用具やコミュニティボード、筆談用具、翻訳機などを用意し、誰もが使いやすく、安心して利用できるよう取り組みます。また、スタッフ全員が挨拶と笑顔でホスピタリティ溢れるお客様対応をします。

■公園を守る確実な警備を実施します。

夜間は警備員を配置し、緊急事態に対する通報や応急対応、応急措置などに備えます。緊急事態が発生した場合は、予め整備した緊急連絡網により公園職員が参集し対処します。パークセンターが休館となる年末年始は、日中から警備員が園内巡視を行うなど、公園の安全確保に向けた確実な警備を行います。

【令和7年度事業計画】

[Redacted]

(4)樹林地や草地管理、樹木、芝生、草花などの植物管理業務等の実施方針

里山の多様な自然環境とそこに暮らす動植物の保全育成をするため、ボランティア団体等の意見を聞きながら当協会が定めた [Redacted]

[Redacted] により、生物にやさしい植物管理を行います。

また、危険木の迅速な処理など、明るく、安全・快適な利用空間確保のための植物管理を実施していきます。

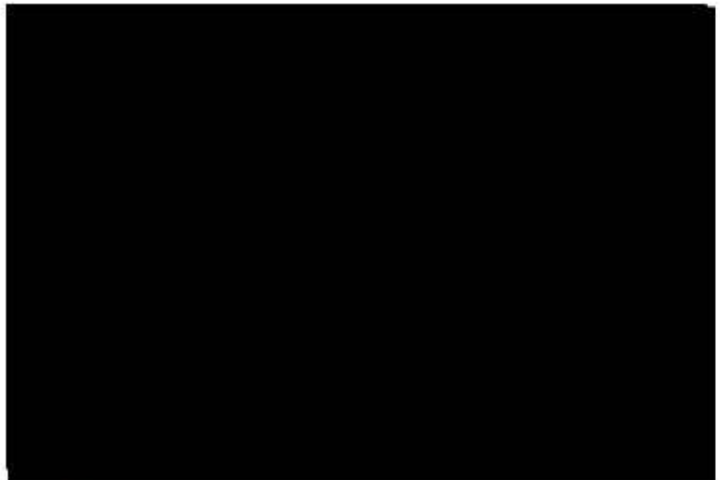
更には、[Redacted] や、資源循環型の植物管理を行い、利用者や公園職員、生物や地球環境にやさしい、細やかな植物管理を行います。こうした取組により、明るく・安全・快適な里山環境の実現を目指します。

ア 「樹林地管理5年計画図」や「エリア別植物管理計画図」に基づく、計画的な植物管理

公園の大部分を占める樹林地は、里山の生態系の根幹をなす場所です。しかし、「現状の課題（→p.2）」で記載したように、常緑樹の増加による暗地化や見通しの悪化、巨木化による日照不足で枯れた木やナラ枯れ発生などによる危険木の増加といった課題を抱えています。また、自然生態観察公園として、生物多様性を持続させる植物管理が求められています。

樹林地では、県の「種目別管理運営業務」を基に、当協会が作成した、林床に光が差し豊かな植生と生物を育む健全で安全な樹林地とするための [Redacted] に基づき、これまで蓄積した管理手法や動植物の知識、データを活用しながら、生物多様性や安全性に配慮した計画的な植物管理や里山林更新の取組を行います。

ナラ枯れに関しては、県と連携しながら、危険度に応じた伐採や処分等の対応と、[Redacted] を行います。



そこに生息・生育する様々な生物の生息環境に大きな影響を与えないよう配慮するため、エリア毎に草刈りの時期や刈り方を定めた[](当協会作成)に基づき、生物多様性の確保や貴重種の保護などに配慮しながら、生物にやさしい植物管理を行います。

【令和7年度事業計画】

イ 危険木の早期発見と継続的な危険木処理の実施

日常の巡回点検や危険木の発見をテーマとした点検などにより、倒木や枝落下の恐れのある危険木を早期に発見し、県東部センターと連携しながら危険木の早期除去などを行います。特に台風シーズン前の事前対策を進めるとともに、被害本数の多いナラ枯れについては、危険度に応じた対策を進めます。危険性が高い園路沿いや広場付近の高所の枯れ枝については、[]枝落としを迅速に行うなど創意工夫をしながら、利用者の安全を最優先とした維持管理作業を行っていきます。

【令和7年度事業計画】

ウ 種目別の具体的な維持管理内容

県の「管理運営業務の内容及び基準」の「種目別の管理運営業務」をもとに、種目別の具体的な維持管理を次のとおり行います。

種目	維持管理の内容
シラカシ林 	・里山体験館の南側のエリアで、[]の生息地 ・[]に配慮した手法で維持管理し、シラカシ林構成種(シラカシ、ヒサカキ等)の補植と、構成種以外の除伐等を行い、シラカシ林への遷移を促す ・ナラ枯れの監視・予防・対策に努める
クヌギ・コナラ林 (一般型、常緑型) 	・里山の典型的な雑木林で園内の大部分を占める ・巨木化や常緑樹侵入といった課題があり、伐採や下草刈りなどを強化して、明るく生物多様性が高い若い林への更新を図る。伐採した木材は、薪や炭、ほだ木などに活用(計画書4参照)萌芽更新しなかった箇所は園内種子の苗の補植を行う。また、落ち葉かきを実施し、ラン科植物などの芽生えを促進する ・ボランティアと協働したモニタリングを行い、管理に反映 ・ナラ枯れの発生が目立っているため、監視・予防・対策に努める
スギ・ヒノキ林 	・スギやヒノキの木材生産や林床植物を観察するエリア ・下草刈りを行うとともに、スギ・ヒノキの生育不良木の伐採と補植、シラカシ、アオキ等の除伐を行う ・補植する際は、[]
竹林 	・モウソウチクを中心とした見本園等を整備するエリア ・野鳥の保全等が優先され手入れ不足となっている部分があるので、[]

	することで長期的、継続的な管理を実施 ・竹林内樹木の整理伐採
草原 	・野鳥観察のポイント等として整備される草原で、多くの野鳥が餌場、休憩場所として飛来する場づくりを行うエリア ・野鳥の餌となる実のなる中低木の移植と飛来しやすい環境整備、水場の再整備を行う
湿原 	・湿原の生態を観察できるエリア ・水辺は環境変化が激しいので、生育中の湿生植物を活着させる適切な管理を実施 ・カヤツリグサ科やイネ科雑草の進入を防止する除草と踏圧に注意した管理を実施
水鳥の池 	・谷戸の風景の主体をなす池で野鳥観察のスポット等として利用されるエリア ・多様な生物種の生息・生育環境の維持と外来種対策(アフリカザリガニ等) ・池の生物種の減少に対し、生物多様性を回復する管理を実施

エ ボランティアと連携・協働した里山の動植物の調査・保全

運営会議の市民団体を中心に多くのボランティアや地域と連携・協働しながら、これまで園内動植物のモニタリング調査や保全活動を行い、その蓄積結果を維持管理に反映してきました。今後もキンランなどの山野草、ゲンジボタル、カエル類といった水生生物などの多様な生態系を将来にわたって残していくため、運営会議での維持管理に関する貴重なご意見なども取り入れながら、ボランティアや地域と連携・協働して豊かな里山の生物多様性を持続させる細やかな維持管理を行っていきます。また、高齢化・不足するボランティア対策として、新たなボランティアの育成や公園をフィールドに活動する多様な団体等の発掘などに取り組みます。(→計画書 11 参照)



キンラン



山野草調査



ホタルの生息地保全



ゲンジボタル

【令和 7 年度事業計画】

○ボランティアと連携・協働した動植物のモニタリング調査と保全活動

オ 生物多様性を低下させる外来生物の戦略的な防除

外来生物が増加し、里山の在来生物を捕食・駆逐するなどの被害が発生して生物多様性が低下しており、このままの状態が続くと生態系に大きなダメージを与えることとなります。そこで、そうした外来生物を戦略的に防除するため、「生態系被害防止外来種リスト」に基づく公園独自のし、里山の生物多様性の保全に取り組みます。

※ 生物多様性国家戦略 2012-2020 で「外来種による生態系等への影響は、我が国の生物多様性が直面する重大な危機の 1 つ」として位置づけられ、生態系被害防止外来種リストにより外来種対策が推進されている。



アメリカザリガニ

■主な外来種リスト

種名	カテゴリ ※	発生エリア	防除方法
	特定外来生物	水鳥の池、わき水の谷他	
	特定外来生物	水鳥の池、わき水の谷他	罠や網による捕獲
アメリカザリガニ	特定外来生物	水鳥の池、わき水の谷他	罠や網による捕獲
	外来種	南口広場	抜き取り
	外来種	里山体験館周辺等	抜き取り
	重点対策外来種	園内林床	抜き取り
	重点対策外来種	湿性生態園、わき水の谷他	抜き取り

※特定外来生物：生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの

※重点対策外来種：甚大な被害が予想されるため対策の必要性が高いもの

※その他の総合対策外来種：上記以外のもの

【令和7年度事業計画】

○新たに策定した「座間谷戸山公園の自然生態観察公園としてのあり方」に基づいた防除管理の実施。

力「座間谷戸山公園の自然生態観察公園としてのあり方」による、人や地球環境にやさしい作業の実践

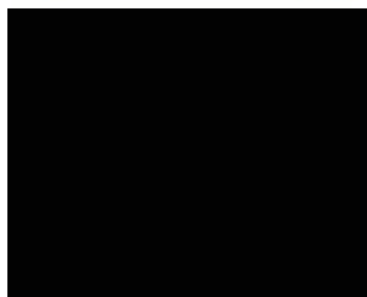
自然生態観察公園として、多様な生態系への影響を極力小さくし、また利用者や周辺住民に配慮して、

引き続き、維持管理を行っていきます。でもあるため、公園職員

にとってもやさしい工具となっています。本公園に

した、地球環境にもやさしく、コスト縮減を図った維持管理を引き続き実施していきます。

そうした取組を広く周知することで、SDGs実践普及の場としても活用します。



刈込作業



パークセンター

キ 管理基準以上および管理項目以外の主な提案

【令和7年度事業計画】

[illegible]

ク 維持管理の水準を担保するための取組

管理水準を担保し持続していくには、業務の効率性を高めるとともに、必要な改善を行い品質の向上を図っていくことが大切であるため、次のソフト面の取組を行います。

なお、効率化により生み出された時間や費用は、管理運営の充実や利用者サービスの向上に充当し、維持管理の充実化を図ります。

業務の推進	
業務効率化の取組	管理マニュアルの整備／公園管理データベースシステムでの点検や修繕の維持管理情報の蓄積／PDCAに基づく効率化
管理水準を担保する仕組み	定期的なモニタリングの実施／自己点検表を用いた確認と検証／施設の特性を踏まえた専門業者への業務発注
コスト削減の工夫	／植物性廃棄物をリサイクルしチップ・堆肥として活用／ゼロエMISSIONの推進
防災機能の強化	災害時に備えた備蓄品の点検補充／設備の定期点検
スタッフのスキルアップ	技術研修(生物多様性に配慮した公園管理研修等)／安全管理講習会参加／OJT等による維持管理技能のアップ

計画書4 「利用促進のための取組」

(1)公園の特性や利用状況(繁忙期・閑散期等)、新しい生活様式などの社会状況に応じて、多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等(有料施設は除く)

私たちは、人々の営みによって維持されてきた里山の魅力を伝えるため、里山の遊び、くらし、文化に関連した、里山を楽しむ様々な体験プログラムを充実させます。都会では目にすることが少ない水生生物や昆虫、野鳥の生態を実際に目にするなど、感動がたくさん詰まった公園での学びや体験を通して、誰もが自然や昔ながらの里山の魅力を感じ、感性が豊かになるようなプログラムを積極的に提供していきます。あわせて、適度な起伏のある地形を活かしたウォーキングなどの健康づくりや樹林を使った遊び体験など、多様な公園利用のためのレクリエーションプログラムの充実を図り、様々な方が多様な公園利用を通じてイキイキと暮らせるよう、次のような利用促進の取組を展開していきます。

なお、これら事業の実施にあたっては、次世代の担い手となるボランティアの育成プログラム「**やとやまサポーター登録制度**」と連動して取り組んでいきます。(計画書11)

ア 里山を楽しむ様々な体験プログラムの充実

昔から日本人にとって身近な存在であった里山での農体験や雑木林の管理体験、資源循環型管理の実践、遊びや行事など、里山を楽しむ様々な体験プログラムを充実させることで、里山の役割や人との関わりの歴史、文化などを学び、体験し、伝承する、持続可能な里山モデルを展開していきます。

(ア)畑での農体験プログラムの創設 ★NEW★

新たに都市公園として開園する伝説の丘の畑エリアを活用し、野菜等の種まきや苗植えから収穫までを親子などで体験できる「**畑での農体験プログラム**」を創設し、これまでの田んぼや里山林での農体験プログラムに加え、里山を更に楽しめるプログラムを充実させます。

年間フロー (イメージ)									
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
苗植え付け、種まき	■				■			■	
	サツマ、カボチャ苗植え付け				ダイコン種まき		タマネギ苗植え付け		
収 穫	■				■		■		
	タマネギ収穫				カボチャ収穫		ダイコン、サツマ収穫		



【令和7年度事業計画】

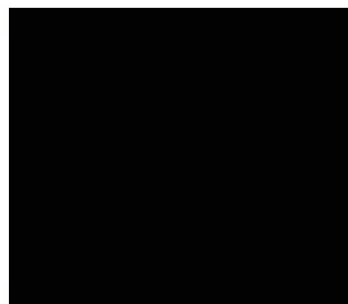
○

(イ)田んぼの米作りや雑木林の手入れなど、様々な体験プログラム等の継続実施(充実)

私たちは長年に渡り、ボランティア団体や地域、行政、XXXXXXXXXXなどと連携しながら、親子の米作り体験や雑木林の手入れ、自然観察会、ネイチャーゲームなど様々な体験プログラムを年間50回ほど実施し、多くの方に参加していただきました。これからも、そこで得た経験やノウハウ、信頼関係を活かしながら、引き継ぎ、里山の魅力を多くの人に知っていただけるよう、魅力ある様々な体験プログラムを提供していきます。



自然觀察會



■様々な体験プログラム (例)

プログラム名	内容	主催(共催、協力)	開催頻度
谷戸山公園まつり	秋の収穫を祝う様々な催しを開催	公園まつり実行委員会	1回/年
定例自然観察会	四季折々の植物等の観察	グリーンタフ・谷戸山公園グループ	1回/月
ネイチャーゲーム	様々なゲームで自然を体験	さがみシェアリングネイチャーの会	3回/年
親子で米作り隊	田植えから稲刈り、餅つきまでの米作り体験		5回/年
昆虫ウォッチング	夏に観察出来る甲虫等の観察	当協会	1回/年
ホタル観察会	園内に生息するホタルを観察	座間のホタルを守る会	1回/年
里山保全隊	里山林の手入れ作業	当協会	1回/月

(ウ)資源循環型管理に関連したプログラムの充実

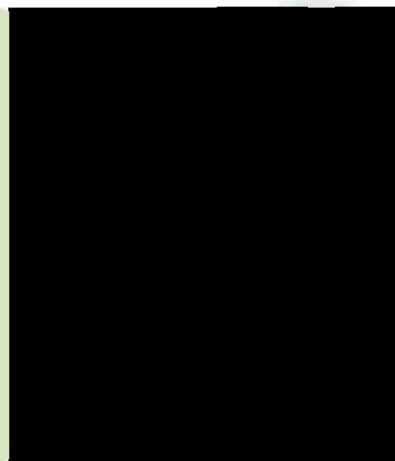
危険木の伐採や計画的な樹林地管理で発生した木材や落ち葉などを活用して、子供から大人まで多くの方が楽しめ、里山の資源循環の仕組みを知ってもらうためのプログラムを充実させます。

- 雑木林の落ち葉かき&焼き芋作り ★NEW★
- 薪を燃料とする石窯を利用したピザ作り教室など
- 発生材を活用した XXXXXXXXXX ★NEW★



焼き芋作り

ヒザ作り



【令和7年度事業計画】

-

(エ)里山の遊びやくらし、文化を体験するプログラムの充実

里山にある材料などを使って行われていた昔ながらの遊びや、里山で行われていた伝統行事、文化などを体験し、多くの方に里山の魅力を感じてもらうためのプログラムの充実を図ります。

○正月飾り作り、七夕飾りや鯉のぼり張りなどの体験プログラム★充実★

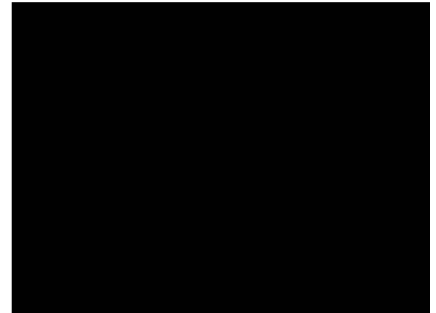
○公園まつり（お囃子や獅子舞、クラフト、収穫物の提供など）での体験



竹馬



お飾り作り



【令和7年度事業計画】

座間市と連携して様々なSDGsの取組を展開しています。

(オ)SDGs 実践普及の場としての「やとやま学校」の開設 ★NEW★

本公園の特性を生かし、里山の資源循環型管理や生物多様性保全の取組、自然環境観察や地域協働による管理などを学び、体験する、SDGs 実践普及の場としての「やとやま学校」を、市民団体などの協力をいただきながら開設します。

座間市内では、座間市と連携して様々なSDGsの取組を展開しています。本公園でも座間市と連携しながら、地域のSDGs普及啓発の拠点として相乗効果を発揮し、まちづくりに貢献するよう取り組んでいきます。

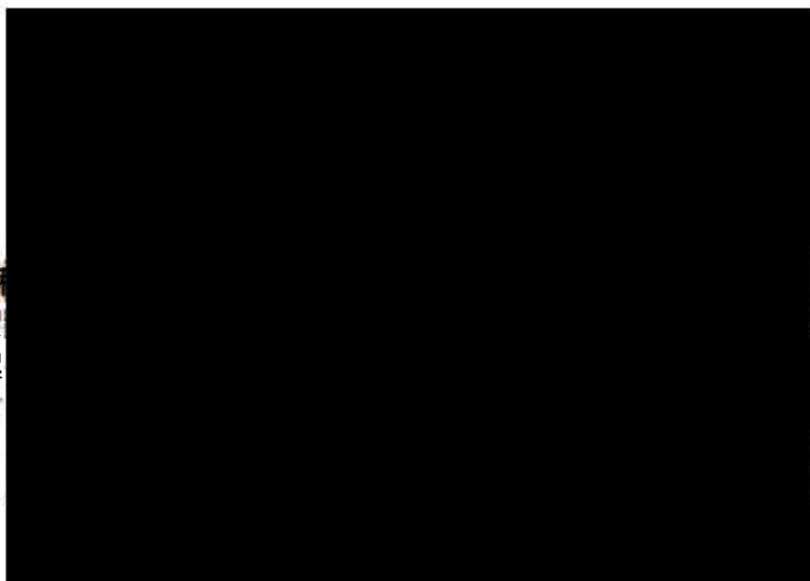
具体的には、ログハウスや里山体験館での座学やフィールドでの実践体験等を通じて、SDGsの意義や大切さを知って参加行動の機会となり、子どもたちの情操教育、親子や世代間の交流、生涯学習にも繋がる場となるよう取り組みます。

【令和7年度事業計画】

○「やとやま学校」の協働開催に向けた関係機関、団体等の調整・枠組み作り

イ 多様な公園利用

本公園は、日陰や適度な起伏の中で樹木など自然環境を活かし、公園や樹林を使うためのレ



例えば、園路は木新緑や落ち葉のうしたポテンシった健康づくり方の利用を促進

(ア)健康づくりに関するプログラム

本公園を健康づくりの場として活用していただけるよう、様々なプログラムを提供

します。○ノルディックウォーキング教室（利用マナーを含む）高低差のある園路を使ったノルディックウォーキング教室を開催します。

○県の3033運動[※]と連動したセルフ運動プログラム

利用者が公園で運動した運動量や健康状態を把握できるよう、歩行消費カロリーを表示した案内マップの作成と配布、ウォーキングポストの設置、パークセンターと里山体験館への血圧計や体脂肪計の配置、3033運動の説明資料をパークセンターやログハウス等に表示し、運動の習慣化を促します。★NEW★

※3033運動は、神奈川県が推進する取組みで、1日30分、週3回、3ヶ月の運動を継続し、運動やスポーツをくらしの一部として習慣化させ、県民に健康で明るく豊かな生活を営んでもらうもの。

【令和7年度事業計画】

○3033運動の広報を継続

○森林セラピーロード認定等の取組 ★NEW★

既に秦野戸川公園で認定されている「森林セラピーロード」について、本公園でも県や座間市と連携しながら認定に向けて取り組みます。

また、樹林地の中で寝転んで鳥のさえずりを聞くなど、森林セラピー効果を期待できるプログラムを提供します。

【令和7年度事業計画】

○認定に向けた座間市との調整、準備、体験教室の継続

(イ)遊び体験等に関するプログラム

田んぼや樹林地、池などのうち、自然生態系への影響が少ない場所で、市民団体等と連携しながら、子供から大人まで楽しめるプログラムを提供します。

○樹林を使ったツリークライミングやハンモック、スラックライン体験プログラム★NEW★

○プレイパーク★NEW★

○落ち葉を使った落ち葉プール体験

○オリエンテーリング★NEW★

○田んぼを使った泥遊び



【令和7年度事業計画】

○ツリークライミング、オリエンテーリングを実施団体と継続開催

(ウ)その他のレクリエーションプログラム等

本公園だけでなく、周辺地域も含めて楽しめるレクリエーションプログラム等を提供します。

○「改訂版 歴史散策マップ」の作成・配布

最寄り駅から本公園を経由して、周辺の社寺仏閣などの歴史的施設やグルメ・スイーツ情報などを載せた「改訂版 歴史散策マップ」を作成・配布し、楽しみながら健康的に散策できるコースを紙媒体や HP 等で利用者に提供します。圏央道からのアクセス経路も記載することで、広域的な利用者にも対応していきます。

○「旅たび相模 周遊モデルコース」との連携

県央地域県政総合センターが HP 上で公開している「旅たび相模 周遊モデルコース」を活用し、大和駅や橋本駅から本公園や名勝地などを経由して座間駅までの長距離ウォーキングコースを積極的に PR し、県央地域の観光や県民の健康づくりなどに貢献していきます。

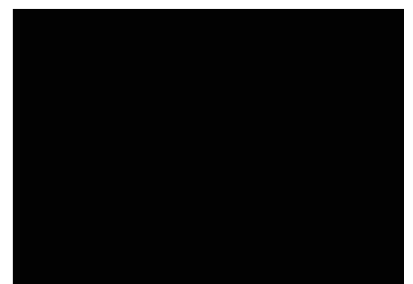
【令和 7 年度事業計画】

- 散策マップ改訂版作成の資料収集、準備
- 「旅たび相模」事務局との連携強化

ウ 閑散期の利用促進

本公園の利用者は、年間を通じて月 3 万人前後と比較的季節変動の少ない公園ですが、冬場の 12 月～2 月は月に数千人程度の減少が生じます。そこで、その期間は、冬ならではの楽しみとして、以下の取組により、閑散期の利用促進を図ります。

- 温まりながら楽しめる石窯を利用したピザ作り
- 里山体験館の囲炉裏を囲み世代を問わずみんなで楽しむ昔話の語りや手遊びなど
- 樹林地での落ち葉のプール遊びやシイタケのほだ木作りなど

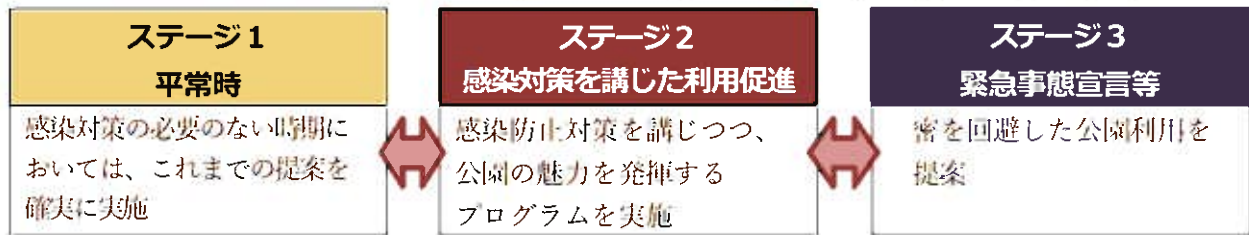


エ 新しい生活様式に対応した利用促進

公園は、散歩や花の鑑賞など心身の健康維持にとって重要な機能を有していますので、新しい生活様式に対応した公園利用としては、そのステージに応じた対応を行います。

国や県の基本的対処方針や当協会ガイドラインに基づき、三密回避やマスク着用、手洗いの励行などを利用者に呼び掛けるとともに、利用が集中しそうな時間や場所をあらかじめ HP や看板などに表示することで、すいた時間や場所で公園利用を楽しんでいた

大きくいたします。また、360 度カメラを用いた疑似体験動画の配信★NEW★を行うことで、間接的な公園利用の促進を図ります。更には、QRコードを活用した案内システムの導入★NEW★などで、利用者自身が非接触非対面で公園を楽しめるよう工夫します。



■ステージ2における対応

- ・国や県の指針に従い、施設利用や公園イベント開催にあたっての留意点などを利用者やイベント共催者に周知
- ・密の回避や利用者の健康状態の把握等対策を行ったうえでのイベント開催

【イベント開催時におけるコロナ感染予防対策】（→計画書9(2)参照）

イベントを開催するにあたっては、県の対処方針に則って開催の可否を判断するとともに、本公園で策定した「新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン（イベント編）」に沿った対策を講じます。

■ステージ3における対応

- ・利用が集中しそうな時間をHP等で案内し、密を回避した公園利用の呼び掛け
- ・園内掲示等による密の回避やマナーの呼びかけなど、皆が気持ちよく公園を利用できる環境の整備

(2)有料施設における利用者増及びサービス向上に資する事業の実施方針、内容

■自動販売機

利用者の憩いの時間をサポートし、公園利用の満足感を高めていただくことや、水分の補給（夏期の熱中症対策等）など、公園利用サービスの向上を図るため、利用の多いエリアを中心に自動販売機を設置します。設置する自販機は、スマホアプリに連動したウォーキングの促進効果が期待できる機種や、キャッシュレス、バリアフリー対応など、公園の利用促進に繋がる高機能付き機種の導入を進めていきます。特に、利用者からの要望の多いパークセンターに飲料の自販機を設置し、利用サービスの向上を図ります。

●販売品目及び台数 飲料(9 台)、アイスクリーム(2 台)

●事故防止対策

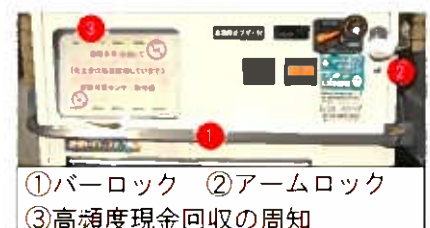
<防犯システム>

- ・現金盗難防止のための各種ロックを設置
- ・高頻度の現金回収の周知
- ・地元警察との連携(情報共有、迅速な通報(被害届)、重点パトロールの依頼等)

<転倒防止>地震等による転倒防止のためJIS規格『自動販売機の据付基準』に応じた据付方法で固定し、利用者の安全を確保

<各種機能>

【継続】①災害支援ベンダー（大規模災害発生時に、公園職員の判断で機内の飲料を利用



者に無償提供) ②バリアフリー対応(車いすでも購入しやすい機種)

【NEW】①スマホアプリの連動(歩数に応じたポイント加算と飲料交換の機能を持ち、ウォーキング等の利用を促進) ②キャッシュレス対応 ③自販機横に設置するゴミ箱はきめ細かな分別が可能なりサイクル対応のものとし、取り組みを看板等でPR(県の「プラごみゼロ宣言」に賛同した取組)

(3)多くの利用を図るために行う広報・情報発信の工夫等

本公園で行う様々なイベント情報、旬な自然情報の発信など、より多くの利用を図るための広報・PR活動を行います。その際、当協会が従来から築いてきた関係機関とのネットワークを活かし、XXXXXXXXXXなどと連携した広報、PR活動を行うとともに、インターネットを始め幅広い広報媒体を用いて、県内全域さらには首都圏など広域からの集客を図ります。

特に、XXXXXXXXXXとは「公園の魅力向上と公園を活用したまちづくりに関する連携協定」を締結して、本公園を含む小田急沿線の公園や周辺地域の魅力を発信するためのPRや広報などを連携・協力しながら行っていきます。

また、プログラムイベントについては、利用者とコミュニケーションを図りながら、ニーズを反映した魅力的なイベントを実施するとともに、内容に応じてターゲットを絞った告知を行い、その内容に関心のある方に情報が行き届くような広報手段、媒体を選択します。

ア 様々な媒体や地域のネットワークを活用した情報発信

公園ホームページには、ブログに加え、ツイッターを導入し、山野草の開花やホタルの出現、プログラムイベントなどの最新情報を随時タイムリーに発信するとともに、小学生との微笑ましい連携イベントなど話題性のある情報をマスコミに取り上げてもらえるよう、努力していきます。また、XXXXXXXXXXと連携した沿線情報としての情報発信など、工夫しながら、より多くの利用が図れるよう広報、PR活動を行っていきます。

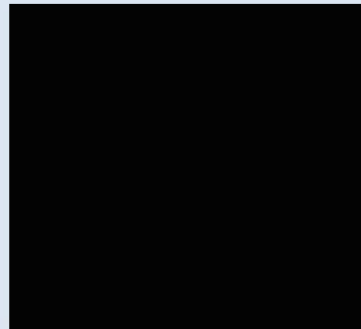
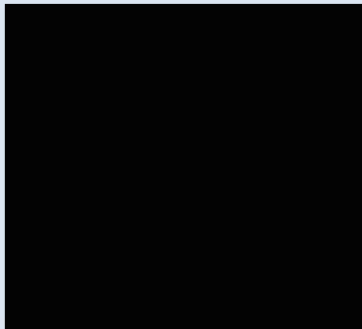
さらには、これまでに築いてきた自治体や関係機関など地域のネットワークを活用した情報発信やターゲット別の情報発信を行い、都内や川崎方面からもより多くの方に利用していただける効果的な広報、PR活動を実施します。

独自の広報ツール	・当協会ホームページ、公園公式ホームページ(ブログ、Twitter)★拡充★ ・公園情報誌「かながわパークナビ」(年2回発行) ・イベントポスター、チラシを園内や関係施設で掲示・配布 ・季節ごとに押せるスタンプの設置
マスコミへの情報提供	・テレビ、ラジオ、新聞等へのイベント情報の積極的な掲載依頼 ・情報誌、ガイドブック等への情報提供、掲載依頼
外部ホームページ	・県情報サイトの活用「かながわ Now」、「PLANET かながわ」等
交通広告	・駅構内へのポスター掲示、リーフレット配架 等
自治体広報紙	・県広報紙「県のたより」、座間市「広報ざま」への掲載依頼
回覧板、掲示板	・地域自治会と連携し、回覧板や掲示板等を活用した情報提供

イ 様々なツールを使った効果的な情報発信

より多くの方に公園を利用していただくためには、公園の魅力をわかりやすく広報していくことが重要です。「自然生態観察公園」として園内の植物や野鳥などをわかりやすく解説した、[REDACTED]するとともに、外国人にも情報が伝わるよう翻訳機を導入するなど、様々なツールを使った効果的な情報発信を行います。また、パークセンターの展示スペースやログハウスを使って、公園の自然や資源循環管理などの魅力を効果的に伝えていきます。

外国人利用者のための翻訳機の設置



翻訳機

【令和7年度事業計画】

■パークセンターや里山体験館、ログハウスの有効活用と情報発信

パークセンター等の各施設については、公園の窓口としての案内やパンフレット等の基本情報の発信だけでなく、ホタル等の生き物の飼育展示やボランティア活動の紹介、SDGsの説明など最大限に活用し、情報発信基地として機能させていきます。

- パークセンターを生き物の展示やボランティア活動の紹介スペースとして活用
- ログハウスをボランティア活動の場や、資源循環型管理の紹介スペースとして利用



昆虫標本等の展示



ホタルの飼育展示

ウ 公園の魅力を伝えるイベントやキャンペーンの実施

公園の魅力を伝えるイベントやキャンペーンなどを実施し、より多くの方の利用促進に繋がります。

フォトコンテスト開催【毎年】	・県立公園を対象とした「花とみどりのフォトコンテスト」を開催 ・入賞作品を紹介する写真展を各公園や病院、行政機関等で開催 ・入賞作品を使ったオリジナルカレンダーの制作
外部イベント等でのPR	フォーラム等の外部イベントでの発表や公園情報の展示(SDGsの取組等)
当協会マスコットキャラクターの活用	当協会マスコット「コーちゃん&エンちゃん」が公園や地域イベントに出演し、知名度向上を図る

エ 年度ごとの公園利用者数の目標値

本公園では、様々な利用促進策や効果的な広報等により公園利用者数の増加に取り組んでいきますが、一方で、周辺地域の人口は今後減少していくことが見込まれています。また、自然観察公園として、大きな広場や利用施設のない本公園では、利用者増によるオーバーユースの問題が発生し、貴重な自然環境が破壊される可能性があります。そこで、本公園では、指定管理期間の5年間で2%の公園利用者数の増加を目標とします。

年度	R4	R5	R6	R7	R8
目標利用者数	413 千人	415 千人	417 千人	419 千人	421 千人

計画書5「自主事業の内容等」

(1)公園の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等

利用者へのサービス向上を図るため、パークセンターや里山体験館において、以下の品目の販売を行います。収益については、公益財団法人として、緑の普及や公園の魅力向上等を行う公益事業の財源とします。

■ポストカード、ストラップ等

職員が撮影した園内の生き物や風景等のポストカード、樹林地の手入れ作業で発生した木材にオリジナルの焼き印を押したコースターやストラップ等を販売します。

- ・園内の動植物やイベント風景等の写真のポストカード 1枚 50円
- ・木材等の発生材を活用したコースターやストラップ等 1個 100円



【令和7年度事業計画】

○コースター、ストラップの販売を充実継続

■公園協会オリジナルカレンダー

都市公園や自然公園等を対象とした当協会主催の「花とみどりのフォトコンテスト」の入賞作品を活用したオリジナルカレンダーを毎年作成しています。今後も本公園を含めた各公園窓口にて有償配付し、神奈川県立都市公園等のPRと利用者サービスに努めていきます。

価 格	800 円（税込）
販売期間	11月上旬頃～翌1月末頃



■クッキー等の販売 ★NEW★

利用者からの要望がある窓口での食品の販売等について、
連携して公園まつり等でクッキー等を販売するなど、利用者ニーズに対応したサービスの向上を図ります。

計画書6「利用料金の設定・減免の考え方」

(1)利用料金の設定

自動販売機の料金設定については、民間も含めた同様の施設、近隣施設などの料金も考慮した上で、公の施設として相応の料金を設定し、県厚木土木事務所東部センターの許可を得て実施します。

また、専門業者へ設置管理及びフルオペレータを委託し、販売品目や防犯対策、省エネ等について適切に指導します。

販売価格	飲料 130 円～210 円程度（缶、ペットボトルなど） アイス 150 円～220 円程度
実施体制	専門業者へ設置管理及びフルオペレータを委託
業務委託内容	商品補充、品質管理、容器回収、売上金収納管理、釣銭補充、機器修繕、事件や事故発生時（機器破損等）の対応
指導監督方法	販売品目、防犯対策、省エネ等について監督し必要に応じて指導／月次売上報告、機器の点検状況等について監督し、必要に応じて指導

(2)減免の考え方

自動販売機についての減免はありません。但し、大規模災害発生時に、公園職員の判断で機内の飲料を滞留者や避難者に対し無償で提供します。

計画書7「利用者対応・サービス向上の取組」

(1)接客や利用者との対話、公園利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方

ア 基本的な接客や利用者との対話の考え方

子どもから高齢者、障がい者、外国人等、誰もが安全・安心・快適に公園を利用していただけるよう、当協会がこれまで公園の管理運営で培った接客ノウハウにより、スタッフ全員が、以下に掲げる「おもてなし五箇条」を理解・実践し、利用者との双方向コミュニケーションを重視したホスピタリティ溢れる接客に努めます。

そして、利用者がこの公園を利用して「本当に良かった」と思える接客を目指します。

特に、本公園は、植物や野鳥の観察を目的に来園される方やお問合せが多いため、最新の情報を全職員が共有し、利用者の案内を行います。



公園スタッフが着用する
ユニフォーム

おもてなし五箇条

【笑 顔】常に明るく笑顔で対応します。

【挨拶】お客様に積極的に挨拶をします。

【身だしなみ】ユニフォームを着用し、名札を見やすい位置につけ、お客様に声をかけていただきやすいよう、身だしなみを清潔に保ちます。

【誠 実】問合わせや苦情には、相手の気持ちに寄り添い、誠意をもって対応します。

【カイゼン】お客様との対話を通じて利用者ニーズを把握し、サービス向上につなげます。

イ 接客や利用者との対話の具体的な取組

■利用案内の手引き（仮称）の作成 ★NEW★

本公園の基本情報、植物・花・野鳥の最新情報、古道等歴史の由来、利用ルール、施設の利用案内、周辺情報、交通案内等、利用者から聞かれることが多い事項を記載した手引きを作成し、全職員が携帯します。また、園路に案内板を増設し、トイレの位置やルートがわかるようにします。接客対応の際には記載内容をもとに全職員が共通した認識で対応します。

■おもてなしバッグの携帯

筆談器、公園パンフレット、サインポストマップ、歴史散策マップ、近隣観光マップ、飲料水、救急セット、ゴミ袋、公園利用案内の手引き（仮称）をいれた「おもてなしバッグ」を携帯し、様々な対応に備えます。

【令和7年度事業計画】

○作成した「利用案内手引き」とおもてなしバッグ運用による利用者サービスの向上

■窓口での対応

公園の利用案内、パンフレットや動植物・イベント情報ちらしの配架等に加えて、筆談や翻訳機の設置など、誰でも気軽に問合せや相談ができる環境づくりをします。

また、利用の多いパークセンター、里山体験館前に情報案内板を設置し、工事中や、通行止め等が一目でわかるように掲示します。

■電話やメールでの対応

上記の窓口案内のほか、電話やメールでの問合せ等に対しても丁寧に対応します。特に本公園はホテルや野鳥等の電話での問合せが多いため、運営会議等と連携しながら常に最新の情報把握に努め、利用者ニーズに沿った案内を心掛けます。

■情報の共有による利用者サービスの向上

日々の朝礼や情報伝達ツール（事務所内の情報ボード、連絡ノート）、所内会議（年数回）を活用してイベントや見どころ、維持管理作業計画等の公園に関する様々な最新情報に加え、利用者からの要望や意見について、スタッフ全員で共有するとともに、より良い改善策を話し合い、サービスの更なる向上につなげていきます。遺失物に関しては、管理台帳によりスタッフ間で情報を共有し、「施設占有者のしおり（神奈川県警察本部）」に則り適切に処理します。

■ユニバーサルなサービスの提供

子どもから高齢者、障がい者、外国人等、誰もが安全・安心・快適に公園を利用していただけるよう、ユニバーサルなサービス[※]を提供します。※詳細は計画書 7(3)参照

ウ 公園利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方

すべての利用者が公平・公正に気持ちよく公園を利用していただけるよう、条例や規則に違反している場合や危険な行為、他の利用者の迷惑となる行為等はもとより、本公園では犬のノーリード、無許可でのドローン使用なども禁止しています。

また、利用者相互の安全確保として、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためのルール[※]を策定しました。※詳細は計画書 8 参照

■利用ルールの策定

法令や規則等に規定された利用ルール以外に、利用者間の調整等のために策定が必要なルールについては、利用者や利用団体等から多様な意見を聴取し、県とも協議したうえで、公平・公正な利用ルールを策定します。

利用ルールの主な項目

項目	主な指導内容
利用マナーの向上	ボイ捨て、火遊び、車等の乗り入れ、破壊行為、立入禁止区域への侵入、ドローンの使用等、犬のリード着用
施設の適正な利用方法	パークセンター内レクチャールーム、里山体験館座敷、ログハウス
受動喫煙に関するルール	健康増進法及び神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例に基づいた屋外での配慮及び特定の施設における禁煙
園内の自然環境の保全	動植物採取の禁止、動物へのエサやり禁止等
新型コロナウイルス対策	マスク着用、消毒の徹底、ソーシャルディスタンスの確保等

■利用ルールの周知等

これらの利用ルールはピクトグラムを用いるなどの工夫をしながら、園内看板、ホームページ、パンフレット等で広く周知します。対面でルールを説明する際は、複数での対応を基本とし、相手の立場、気持ちに配慮して対応します。

エ マニュアルの整備や研修によるスキルの向上

ホスピタリティ溢れる接客をするため、接客マニュアルの整備と研修を行います。

■接客マニュアルの整備

言葉づかいから身だしなみ、電話対応、クレーム対応まで、接客対応に必要な内容を網羅した接客マニュアルを当協会として整備しています。

■研修の実施

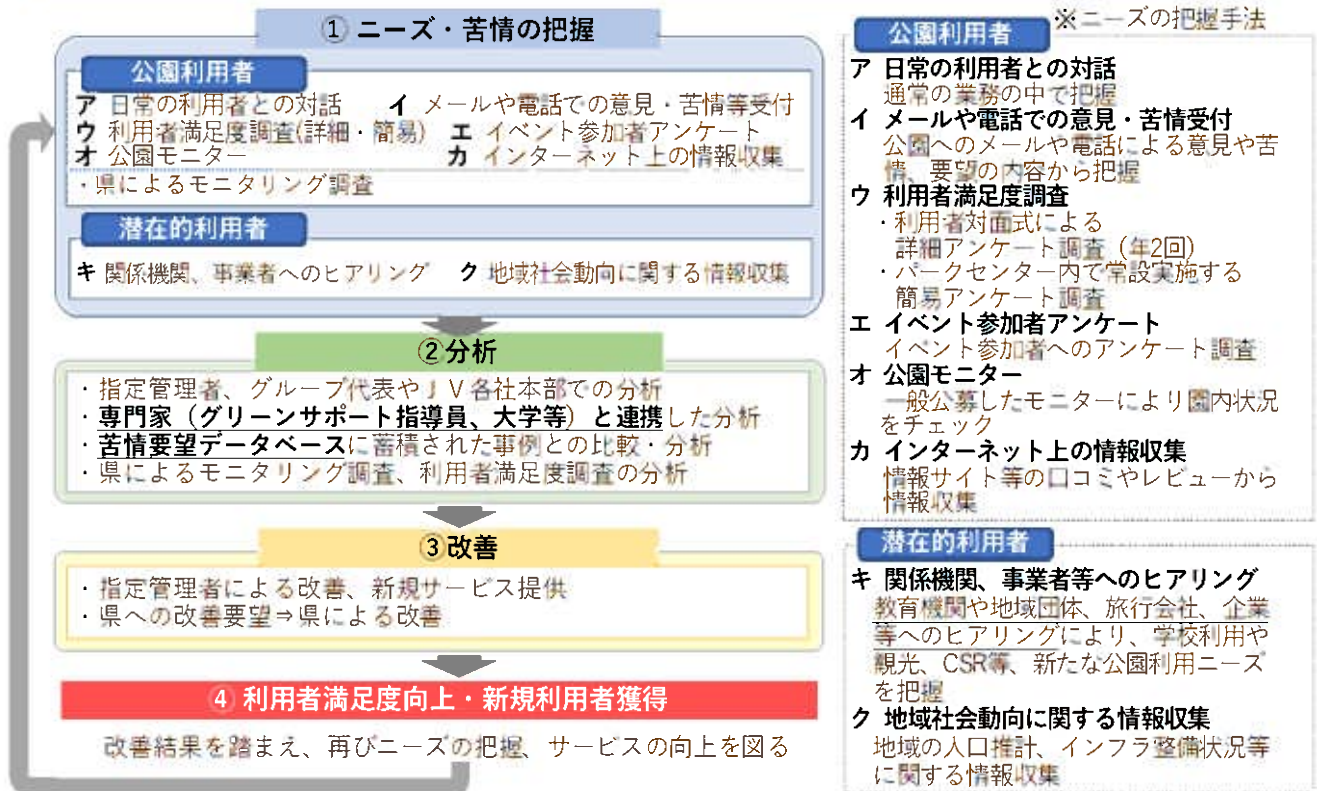


(2) サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等

公園を利用されている利用者のみならず、これから公園を利用する可能性のある潜在的利用者を含め、「①ニーズや苦情を的確に把握」「②分析」のうえ、「③運営を改善」することで、「④利用者満足度の向上、新規利用者の獲得」を図ります。

苦情・要望データベースの構築

当協会では、専用のデータベースソフトを用いて、公園の苦情や要望等の対応事例を蓄積しています。対応事例をニーズの分析に活用するとともに、事例を蓄積していき、全公園の対応力向上を図ります。



(3)外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針

外国の方への多言語での対応に努めるほか、「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえ、障害者差別解消法に基づく障がい者への合理的配慮、高齢者への配慮、子育て世代が安全・快適に利用できる環境を整え、ユニバーサルな対応を推進します。

これらの内容はホームページやパンフレット、園内看板等で情報提供します。

また、利用者や外部の専門家との対話や意見聴取の機会を積極的に設け、常にサービスの改善に努めます。

ア 外国人利用者への対応

本公園は、周辺にアメリカ陸軍基地「キャンプ座間」があり、園内に外国人も訪れるため、次の取組により、外国人にとってわかりやすく、快適・安全な利用環境を提供するとともに、

と連携した外国人モニターのチェックにより、利用環境の向上に努めます。



【利用案内】 JIS 規格に準じたピクトグラムによる案内を自主財源(SDGs 積立資産)で設置／ホームページ、パンフレット、標識類の4ヶ国語言語対応 (QRコードを活用)／翻訳機器や翻訳アプリの導入／英語コミュニケーションボードの設置／公共交通機関の多言語案内の配布／パークセンター内にフリーWiFiを設置／を参考に「やさしい日本語」を用いた各種案内の導入

【安全確保】 作業時の制札や立入禁止区域の多言語表記と「やさしい日本語」表記

【令和7年度事業計画】

○注意看板にピクトグラムを入れたものへ順次更新

イ 障がい者への対応

合理的配慮により、障がいのある方（身体、知的、精神、心身の機能障害等）とその家族、支援者、介助者等が利用しやすいサービスを提供し、心のバリアフリーを念頭においた利用者対応に努めます。

また、花壇の花植え等の活動の受入れ、障がい者車両の園内への乗入れなど、近隣の障がい者施設との連携や協力を行っていきます。

■物理的環境への配慮

パークセンターで車いすの貸出／バリアフリーマップの提供／園内への車両乗入れ対応／身体障がい者向けサービスの周知／車いす利用者の目線を意識した展示の作成

■意思疎通の配慮

【視 覚】 点字の案内看板、パンフレットの自主財源(SDGs 積立資産)での導入／読み上げ機能に配慮したホームページの運用／神奈川県「色使いのガイドライン」に則った園内掲示物や配布物の作成

【聴 覚】 による対応／コミュニケーションボードの設置／筆談対応／電話以外の問い合わせツールの用意（ホームページ、メール、FAX）

【その他】 「ほじょ犬マーク」の表示／知的障害者等との会話は、ゆっくり、丁寧に対応／障害者の支援者、介助者等も含めた丁寧な対応

ウ 高齢者への対応

本公園の近隣には高齢者福祉施設が点在し、施設での団体来園が多いため、園内への車両乗入れ対応等により、高齢者が利用しやすい環境を整えます。

車いすの貸出／園内への車両乗入れ対応／職員による対応／パークセンターでの老眼鏡、ルーペの貸出

エ 子育て世代への対応 ★NEW★

湿生生態園（一部）でのザリガニ釣り、広場でのボール遊びなど、子育て世代の利用が多く見られるため、里山体験館とパークセンターに設置した授乳コーナーの周知や、東口広場周辺や里山体験館周辺のベビーカー推奨園路の案内（看板、マップ等）を行います。

パークセンター簡易授乳コーナー設置状況



簡易授乳コーナーのPR／ベビーカー推奨園路の案内★NEW★／子ども用便座の貸出／掲示物へのルビ振り

【令和7年度事業計画】

(4)神奈川県手話言語条例への対応

神奈川県手話言語条例の制定を受け、当協会本部において職員を窓口配置するほか、コミュニケーションボードの活用や筆談や大きな声で対応する用意ができていたことを示す「耳マーク」をパークセンターに掲示します。手話を使いやすい環境をつくるため、ほか、利用者への手話の普及啓発に取り組みます。

手話の使用環境、聴覚障がい者の利用環境向上	- 職員による対応 - コミュニケーションツール（コミュニケーションボード）を設置 - 電話以外の問い合わせツールの用意（メール、FAX）
手話の普及啓発	- 公園利用者向け手話講習会の開催 - 手話自然観察会の開催 - 手話による絵本読み聞かせ会の開催

提案内容の実現に向けたバックアップ体制

■本部のバックアップ体制

当協会では、接遇対応や手話の普及等を推進する担当部署を設けており、各種研修の実施体制を整えています。

■公益事業としての予算の充当

ピクトグラム設置や点字パンフレット、4か国語対応のホームページ導入等にあたり、指定管理料のほか、当協会の公益事業の独自財源「SDGs推進事業積立資産」を充当して予算を確保します。

計画書8「日常の事故防止、緊急時の対応」

(1)指定管理業務を行う際の公園の特性を踏まえた事故防止等の取組内容

日常の事故防止においては、想定されるリスクを事前に管理し、リスクの発生による損失を回避し、不利益を最小限におさえる「リスクマネジメント」の考え方を取り入れ、リスク抽出、分析・対策立案、実行、再評価により、事故の未然防止を図ります。

リスク抽出	リスク分析・対策	業務への反映と研修
業務上のリスク洗い出し 利用者・職員の視点の採用 過去の事故、ヒヤリハット履歴 確認	緊急度に応じたリスク分析 急を要す事案への即時対応 長期的な対応への暫定措置、 県協議	対応結果のハザードマップへの反映 事故・不祥事防止会議、ミーティング リスクマネジメント研修による意識向上

事故防止の観点から見た本公園の特性

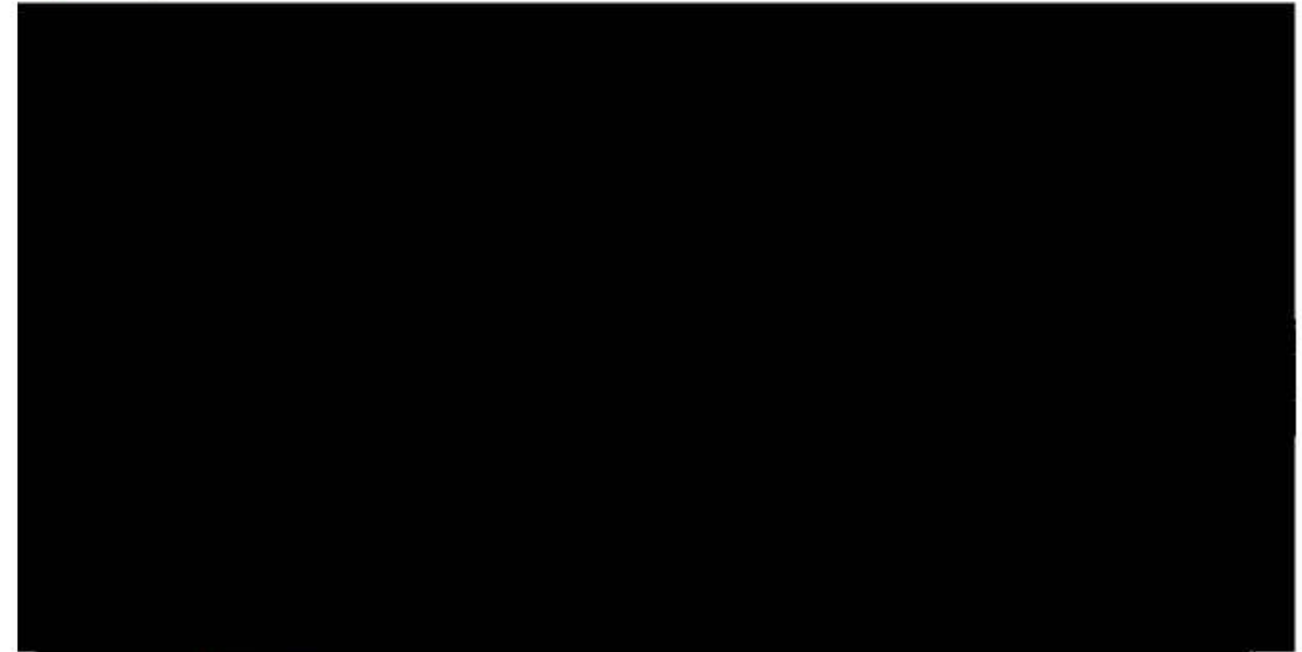
樹林地	大部分を占める樹林地の高木化等による危険木の増加により、倒木や枯れ枝の落下の恐れがある
谷戸地形や樹林地での死角への対応	起伏があり、入り組んだ谷戸の地形と大部分を占める樹林地により、見通しが不良または死角となる園路等がある
水害への対応	大雨時の斜面から園路等への雨水の集中や土砂の流出がある
施設の老朽化への対応	木製施設（階段、看板等）の老朽化がみられる

本公園におけるリスク分析と対策例

リスク対策	リスクの事象例	具体的な対策例
回 避	倒木・落枝による人身被害 荒天時の作業事故	枯損木の早期発見と除去 天候に合わせた作業計画の策定
低 減	刈払いによる飛散物	飛散防止具の使用、飛散リスクの低い器具使用
移 転	高所や危険を伴う作業 専門性を要する施設の修繕等	専門業者への委託

ア 事故防止の体制

園長を危機管理責任者とした園内体制及び当協会本部の支援体制を確立するとともに、関係機関や地域と連携した体制強化、情報共有、巡視の徹底等により、事故の未然防止を図ります。



＜事故不祥事防止会議＞

当協会本部及び各園長等で構成し、これまでの公園管理ノウハウと事故やヒヤリハット事例をもとに事故情報の共有と再発防止策を検討・実施しています。

＜所内会議・毎朝の作業前ミーティング等＞

年数回、公園スタッフ全員が参加する所内会議を開催し、各月の作業計画や作業内容に応じた安全管理事項の確認、他公園での事故事例の共有等を行い、安全管理レベルの向上に努めています。毎朝の作業前等においても事故防止の点検等を行います。



【令和7年度事業計画】



イ 具体的な事故防止の取組

(ア) 施設別の安全対策

日頃の巡視点検を安全管理の基本ととらえ、点検と連動した速やかな安全対策を行います。(詳細は、計画書3イ(イ)の「点検と連動した速やかな修繕」に記載のとおり)

“慣れ”と“見落とし”を防ぐ工夫

園路や各エリアを毎日異なる職員が巡視することや逆回りの巡視など、普段の点検の慣れと見落としを防ぎます。

「全園一斉施設点検パトロール」

当協会の公園管理運営士資格を有する職員による施設点検を行い(年1回)、その結果を公園職員と共有し、改善策を共に考え、実行します。

主な施設	安全管理のための具体策
樹林地	に基づく、手入れの行き届いた環境づくり ・危険木の日常的な点検および迅速な処理等の実施 ・日常巡視の徹底による死角防止
四阿・ベンチ	・木部・金属部の腐朽や腐食の確認、修繕 ・不審者等の長時間の占有の確認・パトロール
園路・広場	・園路や広場の不陸・陥没・段差の有無、木道・木柵・ベンチ・デッキの腐食等点検 ・などを重点的に点検 ・転倒防止のため、大雨後・大雪後の土砂や落ち葉の清掃、除雪を速やかに実施

(イ) 日常作業の安全確保

■利用者に対する安全確保

作業時間の配慮		 ロータリー式 刈払機
作業エリアの確保	・明るい時間帯の作業エリア安全確認、安全性の高い刈払機の使用徹底、小石の飛散等が起きる可能性のある機械作業にあたっては、利用者が作業エリアに立ち入らないように立入禁止措置	
利用者への周知	・作業場所、作業内容等を看板等で利用者に事前周知	
農薬使用の軽減と適正使用	・農薬の使用は、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」、「病害虫雑草防除基準」に基づき安全管理のもとで実施	
データベース化	・類似事故防止のため事故情報データベース化による施設間の情報共有	

■作業員の安全確保

作業前 道具・体調のチェック、計画の作成・共有

- ・体調や作業内容、適切な服装や保護具の確認、視覚環境の確認（明るく見通しがきくか）
- ・熱中症防止のため、熱中症指数計の携行や、暑さ指数（WBGT）を加味した作業計画の作成（作業環境が悪い場合の事前中止や延期を含む）、水分補給、空調作業服導入の促進

作業中 確実な保護具着用、周辺安全確認

- ・労働安全衛生法に基づく適切な保護具（保護メガネ、安全靴、プロテクター）の着用
- ・作業内容に応じた監視役の配置や適切な休憩
- ・スズメバチ対策（トラップ設置、ポイズンリムーバー、駆除スプレーの携帯、スズメバチのアレルギー検査の受診等）の実施

作業後 ふりかえり、次回への反映

- ・ヒヤリハットの確認と次回作業への反映、適切な現場の片付け、後処理

■ルール徹底のための抜き打ち検査

日々の安全確認に加え、安全管理が適切に履行されているかを確認するため、年2回、当協会本部職員等が抜き打ちで検査を行います。

ウ 防犯対策

(ア) 園内での具体的な防犯対策

死角となる箇所での犯罪防止、施設へのいたずら防止等のため、毎日のパトロールを基本に、防犯カメラの運用や警察との連携等により防犯対策を講じます。

<パトロールの充実強化> 日常パトロールや利用者からの情報により、園内の樹林地や生垣の見通し確保、トイレ周辺等の死角の除去



(イ) 地域と一体となった防犯対策

■公園の活性化による防犯

利用者への積極的な声掛けなどで、顔の見える関係を築くとともに、運営会議等のボランティアと連携し、地域に見守ってもらえる公園とし、犯罪を防止します。

<ボランティアとの連携>

本公園では、里山保全等において多くの地域団体、住民が長年にわたりボランティアとして活動しています。活動を通じて得られた防犯・事故防止に関する情報は日々の交流を通じて共有するほか、活動報告書に記録してもらい管理に反映します。

■地域の関係機関との連携（市町村、警察、消防、自治会、学校等）

犯罪や事故に関する情報の共有やイベント等の開催情報の共有を図り、地元の警察や消防、学校、自治会と顔の見える関係を構築します。

子ども 110 番の家 子どもや女性、地域住民が何らかの犯罪被害に遭いそうになって助けを求めてきた場合などに、その人を保護するとともに、警察署、近隣小中学校、家族等へ連絡する等の措置を行う「子ども 110 番の家」に登録し、地域防犯の一翼を担います。

エ 防火対策

- ・消防法に基づく「消防計画」を建物施設の災害対応マニュアルとして活用
- ・建物施設が改築等された場合等には、必要に応じて消防計画の見直しを実施
- ・山林火災を防ぐため、たばこの投げ捨て禁止や喫煙マナーの周知等、火気禁止のルール徹底を強化
- ・定期的な消防設備の点検、日頃から電気製品及び周辺環境の整備(漏電防止の徹底)を行うとともに、必要に応じて消防署の指導を受けることや、消防署の指導のもとに消防訓練を実施
- ・不審者情報があった場合は、必要に応じて巡回強化と警察への巡視要請

オ 安全管理のマニュアル等の整備

職員全員が安全管理の意識を共有し、一貫した対応とチェック体制を構築するため、次のようなマニュアルを整備しており、適宜見直し更新を図ります。



【令和7年度事業計画】

[Redacted content]

カ 安全管理を確実に実行するための研修等

労働災害防止、安全と健康の確保のため、労働安全衛生法に基づき、安全衛生推進者を配置するとともに、OJTから外部研修まで、職員の意識や技能向上のための研修を行います。



(2)樹林地の過密化や巨木化等に起因する災害を未然に防止する点検等の考え方

樹木の巨木化等により危険木が増加していることから、日常の巡視において、園路沿いや広場付近など、利用者の安全確保が重要な箇所を中心に、枯損木や枯れ枝の状況や病虫害（ナラ枯れ等）の状況を確認し、必要に応じて、県東部センターに相談しながら、伐採や病虫害防除等を速やかに行っていきます。

今後も、日々の巡視や状況に応じた安全対策を徹底するとともに、台風シーズンの前には、集中的な点検を行い、災害の未然防止に努めます。

【令和7年度事業計画】

[Redacted content]

■ 日常の点検と対応

- ・ 園路沿いや広場周辺の樹木で枝折れや倒木の危険性がある樹木をチェック
- ・ 樹木高所の枯れ枝の発見と迅速な除去、枯損木・折れ枝等の処理
- ・ 危険な生物（スズメバチ等）の目撃情報の収集、早期発見・早期対処
- ・ 危険な生物と対処を学ぶ研修実施

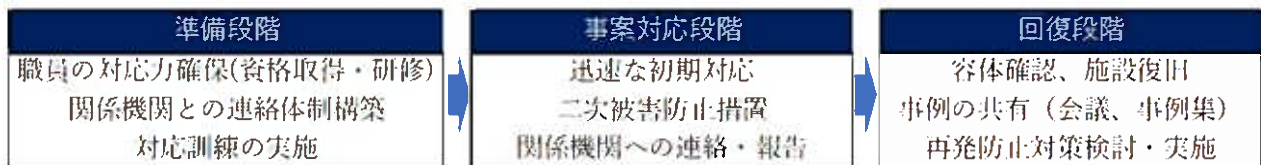
- ・防犯上の観点から、見通しの悪くなったエリアの樹木を優先的に間伐

■集中的な点検時における対応

- ・近年巨大化する台風等による枝折れ等に備え、園路・広場周辺を重点的に点検・処理
- ・定期的な手入れ頻度の低い区域における枯損木や枯枝の発生等重点的にパトロール

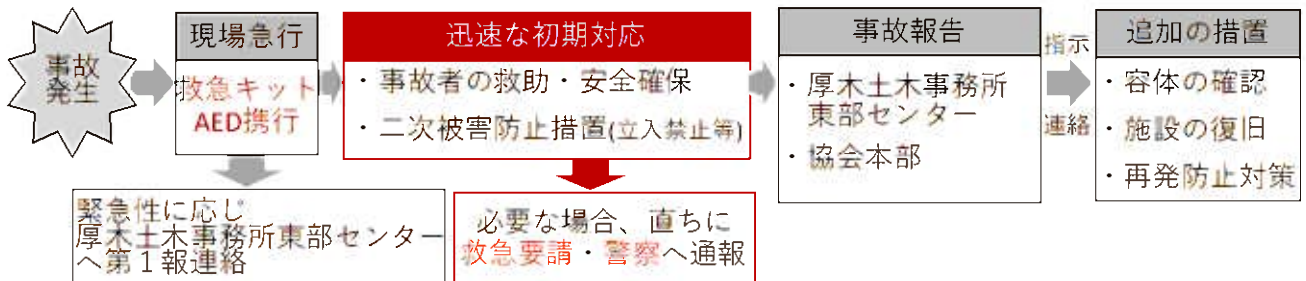
(3)事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針（対応方針には、利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合を含む）

事故・不祥事等の発生時には、人命を最優先として、「クライシスマネジメント」の考え方を取り入れ、被害の最小化、二次被害防止、速やかな報告・情報共有、復旧等事後対応、再発防止対策まで確実な業務フローにより対応します。



ア 事故発生時の具体的対応(利用者の安全確保)

- ・事故を認知した時点で職員が救急キット等を携帯して現場へ急行し、傷病者の応急措置を行うとともに、必要に応じて救急車等の緊急車両要請及び車両進入路を確保
- ・二次災害防止のため、事故現場の立入禁止措置等を実施
- ・応急措置後、速やかに厚木土木事務所東部センター及び当協会本部に報告し、対応について協議
- ・夜間等、職員不在時は委託警備員が緊急連絡網により情報伝達し、職員が緊急参集



【令和7年度事業計画】

- 夜間の警備員配置とともに園内各所への防犯カメラの設置を行う。
夜間等職員不在時は、機械警備の委託先警備会社と連携して、緊急連絡網により情報伝達を行い、状況に応じて緊急参集

イ 事故後の対応（情報連絡・事後対応）

- ・事故や不祥事が発生した場合は、速やかな県への第1報、その後の状況に応じ「事故・不祥事に関する報告書」により、随時、適切に報告
- ・各公園に「再発防止会議」を設置し、事故原因の究明、再発防止対策の検討を行い、当協会本部に報告するとともに、公園の全職員に周知
- ・重要な事故等については、事故不祥事防止会議に加え、協会本部に「事故対策委員会」を設置し、対応方策、原因究明、再発防止対策、職員への啓発等について協議

ウ 安全管理の妨げとなりうる事案への対応

犯罪予告や不審物、不審者情報等、公園の安全な利用の妨げとなりうる事案については、関係機関とも連携し、夜間等、職員不在時も含め迅速な対応を図ります。

犯罪予告	・速やかに厚木土木事務所東部センター（以下、県）に報告後、警察等へ通報、相談 ・巡回の強化、利用者の避難誘導、施設の保全、記者発表やマスコミ対応について、県と調整を図りながら対応
不審物・不審者情報	・速やかに県へ報告後、巡視の強化 ・不審者を確認した際は速やかに県に追加報告と相談し警察へ通報 ・不審物の場合は、現場の安全確保を優先し、県への報告と相談後、警察や消防へ通報 ・不審者と思しき方への対応は人権に配慮し慎重に対応
脅迫や不当な要求	・複数名で対応し、記録・警察等への通報など役割分担しながら毅然とした態度で対応 ・状況に応じて、当協会の顧問弁護士や警察へ相談

本公園での具体的な対応

本公園は多くの利用者がいる中で、

毎日のパトロールや窓口対応に反映いたします。

エ 外国人、障がい者、高齢者が含まれていた場合の対応

事故発生時等における外国人等の対応についても、通常の利用者対応と同様に、コミュニケーション方法や物理的な配慮が必要です。このため安全管理上の配慮が必要なケースを想定した対応やコミュニケーションツールの活用、救護スペース等の確保を図ります。

■安全管理上の配慮が必要な事項

想定するケース	対象者	対応内容
歩行が困難	高齢者、車椅子使用者、義足・人工関節使用者、視覚障害者、内部障害者、妊婦等	■バリアフリーマップを活用した段差の少ない園路の案内、誘導 ■貸出用車いすの提供 ■避難時の職員同行
情報伝達が困難	聴覚障害、言語障害	■筆談、コミュニケーションボードの活用
	高齢者、子ども、外国人	■注意喚起のチラシにはピクトグラムを掲載 ■自動翻訳機、「やさしい日本語」の活用
いつもと違う状況への不安、混乱	知的障害、精神障害、発達障害	■落ち着いた声で、ゆっくりとした会話

「やさしい日本語」と多言語表示の例

元の日本語	やさしい日本語
こちらにおかけください	ここに 座って ください
直ちに避難してください	今すぐ 逃げて ください
倒木による危険箇所があり立入禁止	木が倒れています。危ないので 入ることは できません

けがを なおしてくれる ところ

First Aid

救護所

救急室

■多言語表記や「やさしい日本語」の活用

来園前に注意を呼び掛けるSNSや現地の立入規制看板等に、多言語表記や「やさしい日本語」の活用を図ります。

い日本語」を活用し、事故防止につながる情報アクセシビリティの向上を図ります。また、自治体国際化協会が提供する「災害時多言語情報作成ツール」も活用します。

災害時多言語情報作成ツールの活用

緊急時に掲示等が必要になった場合には、
 を活用し、「やさしい日本語」を含め、多言語の表示を行います。

■避難の補助、救護スペースの確保等



車椅子に加え、導入した車椅子牽引補助装置を、歩行が困難な利用者の避難、移動を支援します。また、パークセンターに常備した簡易ベットを有効に活用し、レクチャールームを救護スペースとして確保し災害時に備えます。

オ 不祥事案（個人情報の流出、瑕疵に伴う利用者の受傷等）を認知した際の対応

■ ①不祥事防止策の徹底→②発生時の迅速かつ誠実な対応→③再発防止策

- ① 組織として、日頃から研修などを通じて職員への不祥事防止の意識醸成を行うとともに、法令や当協会の「協会が保有する個人情報の取り扱いに関するガイドライン」など各種規定やガイドラインに基づき適切に業務を遂行することを徹底
- ② 不祥事が発生した場合は、すぐに被害の拡大防止と状況の把握を行うとともに、組織として責任と誠意を持って、役割分担しながら、被害を受けた方への連絡と謝罪、県への報告と早急な対応策の実施、警察やマスコミ対応などを行う。また、被害者の損害についても誠意を持って対応
- ③ その後は再発防止に向けて、原因の究明や対策の検討等、組織として業務への反映や改善

計画書9「急病人及び新型コロナウイルス等への対応」

(1) 急病人等が生じた場合の対応

公園内で急病人やけが人が生じた場合には、「安全管理マニュアル」に従い、迅速に対応します。職員が急病人等の状況を把握した上で応急手当を行うほか、必要に応じて救急要請、心肺蘇生、AEDの利用などの処置を施します。

また、全職員が冷静に急病人に対応できるよう、定期的な教育・訓練を行って技術習得とスキルアップを図ります。

ア 急病人が生じた場合の具体的対応

■対応の流れ



※事象ごとの対応は別表記載

■対応の具体例

傷病の事象	対 応
倒木・枝落下の怪我	打撲・擦傷等症状の確認と救命処置など応急手当
ハチ刺され・虫刺され	ボイゾンリムーバーでの毒の除去等、アナフィラキシー症状の確認・対応等
園路・木道等での転倒	打撲・擦傷等症状の確認と救命処置などの応急手当
熱中症	濡れタオル、冷却剤等の持参及び屋内、日影への誘導・搬送
施設異常を伴う場合	異常個所の確認と立入禁止措置等

■近隣医療機関の情報把握と提供

本公園近隣の病院等の連絡先、診療科、休診日や休日診療の有無等を把握し、救急要請が必要ない場合においても、速やかな情報提供ができるように体制を整えます。

イ 救命に関する職員研修と備え

パート職員を含め、全職員がAEDや応急手当に関する知識や技術を取得し、緊急時に適切に行動できるように以下の講習会等も受講します。

(ア) 救命講習の受講

(イ) 防災訓練等におけるAED取扱い訓練の実施

年1回実施する防災訓練の中で、避難訓練、消火訓練、AED取扱い訓練等を行い、パート職員含めた全職員がAEDを操作できるようにしています。

(ウ) AEDの確実な配備

パークセンター、里山体験館に各1台ずつAEDを設置します。また、救急キットを常備し

新規 幼児安全法支援員の資格取得

園長、副園長等が、こどもに起こりやすい事故の予防と手当について、乳幼児の一次救命処置（心肺蘇生、AEDを用いた電気ショック（除細動）、気道異物除去）、こどもの病気と看病のしかたについて学びます（幼児安全法支援員の資格取得）。

て必要に応じて応急処置を行います。

(2)新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針

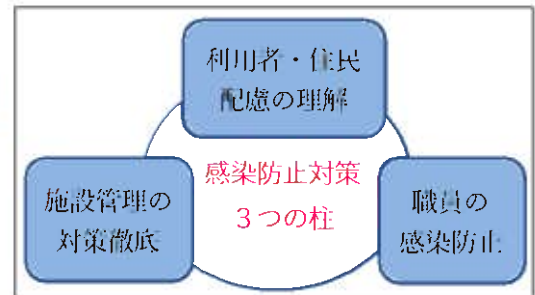
ア 新型コロナウイルス感染症まん延防止のための取組

これまでのコロナ対応では、園内施設の利用制限やイベント中止など、社会情勢に応じて公園の利用形態も刻一刻と変化していきました。また、外出自粛により公園に人が集中することで近隣住民から意見が寄せられることも多くありました。

新型コロナウイルス感染症の蔓延防止（発生させない、拡大させない）はもちろんのこと、公園が市民の身体的・精神的な健康維持活動のための場を提供する重要な役割を担っているということにも十分留意し、取組を進めています。

具体的には、「施設の管理・運営における対策徹底による利用者の感染防止」はもとより、「利用者や周辺住民の理解促進」「職員の感染防止」を感染防止対策の柱として、感染防止の徹底を図りつつ、健康増進と憩いの場としての公園の管理運営を行っています。

今後も県の「新型コロナウイルス感染症対策の対処指針」に沿って対応して行きます。



(ア) 日常利用における感染防止対策

利用者に協力を促す事項	維持管理の対策
■体調が悪い時には利用を控える ■時間、場所を選びゆずりあう ■人と人との間をあける ■小まめな手洗い ■咳エチケット	■パークセンター受付等にシート等で飛沫防止 ■車椅子等貸出物品は速やかに消毒 ■施設入口に消毒用アルコールの設置 ■十分な換気 ■感染発生状況の情報提供 ■神奈川県「感染防止対策取組書」の掲示

(イ) 感染防止を徹底するための各施設の管理

各施設共通の対応

利用者に協力を促す事項	■発熱等の症状がある場合は利用を控える ■利用前の手洗い消毒 ■人との距離を2m（最低1m）確保 ■大きな会話、密接した会話を避ける
維持管理の対応	■入口受付等に手指消毒液を設置 ■窓口等に飛沫防止のシート設置 ■人の手が触れる部分の消毒・清掃 ■小まめな換気

パークセンター（展示室）

利用者に協力を促す事項	■各施設共通の対応と同じ
維持管理の対応	■入口に消毒液自動噴霧器を設置 ■人の手が触れる部分の消毒・清掃 ■小まめな換気 ■血圧計、体脂肪計の利用中止

里山体験館（土間、板間、座敷）

利用者に協力を促す事項	■入口に消毒液自動噴霧器を設置 ■利用時間は60分以内 ■飲食禁止
維持管理の対応	■換気のため出入り口を常時解放 ■人の手が触れる部分の消毒・清掃 ■小まめな換気 ■血圧計、体脂肪計の利用中止

ログハウス

利用者に協力を促す事項	■各施設共通の対応と同じ■利用時間は 60 分以内■飲食禁止
維持管理の対応	■換気のため出入り口を常時解放■人の手が触れる部分の消毒・清掃 ■小まめな換気

パークセンター・レクチャールーム（事前申込制）

利用者に協力を促す事項	■定員は最大 20 名■検温結果、体調を利用当日に報告 ■テーブル等利用後の設備消毒
維持管理の対応	■換気のため出入り口を常時解放 ■非接触型体温計の設置 ■消毒液の設置 ■利用者の体調、連絡先等の把握 ■利用ルールを予約時に申込書で周知

(ウ) イベント時の対応

イベント共通の対応

■イベント参加者への検温、風邪等の症状確認
■参加者の連絡先の把握 ■マスク着用、小まめな手洗い消毒の呼びかけ（マスクは熱中症等の対策が必要な場合は除く）■受付場所や待機場所での密を避ける立ち位置表示
■主催者はイベント前後の不要不急の外出を避ける
※イベント参加者数については、国又は神奈川県からの指示に従って制限を設けます。

観察会等体験イベント（例：自然観察会、公園散歩、ノルディックウォーキング等）

■説明や案内等を行う際は拡声器等を使用するなど飛沫の発生、密集・密接を防ぐ

レクチャールーム内の体験イベント（例：リース作り等）

共通の対応に加え、■室内を常に換気■レクチャールームを使用する場合は利用人数内の定員とする（レクチャールーム 20 名）
--

大規模イベント（公園まつり）

※多方面から不特定多数の来園が見込まれ、すべての利用者の連絡先把握等が困難であることかコロナウイルス感染症の状況を踏まえ開催を検討していきます。
※当協会以外が主催するイベントについては、主催者が感染拡大防止対策を徹底し、確実に履行できることが明らかな場合に限り開催を認めることとします。
※イベントの実施に当たっては、コロナウイルス感染症対策について、所管土木事務所と事前調整を行います。
※イベント参加者人数は、国又は県からの指示や感染拡大の状況に応じて制限をもうけます。

(エ) 職員の感染防止対策

（体制）■各園の安全衛生責任者（衛生責任者）を感染症予防の責任者とし、職場でのルールの周知を図る■職員の感染が疑われる場合は保健所に協力し情報提供を行う
（対策）■身体的距離の確保、マスク着用、手洗いの徹底■執務室の小まめな換気（毎時 2 回程度）■電話、パソコン、工具等の共用の回避や手洗い・手指消毒の徹底
（健康状態の確認）■出勤前の体温確認■朝のミーティングでの体調確認■37.5℃以上の発熱がある場合は医療機関、保健所等の診断■体調不良時は年休を取得し自宅療養
（働き方）■1 日の出勤は業務上最低人数としジョブローテーションを工夫■ユニフォームの小まめな洗濯■長時間労働を避ける■時差出勤、テレワークの導入■会議、ミーティング等のマスク着用、間隔の確保
（休憩スペース等の利用）■対面での食事、会話を控える■常時換気■共用物品の消毒

(オ) 利用者の感染が判明した場合の対応

- ・利用者から感染の報告があった場合は、速やかに厚木土木事務所東部センター、県都市公園課、当協会本部に報告
- ・各施設の感染対策を確認のうえ、利用者が接触した可能性がある場所の消毒等の実施
- ・保健所等が行う感染経路確認等に情報提供を行い調査に協力

(カ) コロナ禍における災害時対応

大規模災害発生時には、公園の施設に帰宅困難者等の滞留、パークセンターでの受け入れが想定されます。県又は市の要請に応じて避難者の受け入れを行う際は、新型コロナウイルス感染症防止に配慮した対応をとります。

【受入時】	【専用スペースを設けた受入れ】	【物品の備蓄】
・避難施設の窓口に受付を設け、非接触型体温計を用いた体温計測、体調管理シートによる体調の把握を実施 ・受付対応する職員は、マスク、手袋等を着用するうえ、濃厚接触を避けるために15分以内で交代	・レクチャールームに間仕切り用テント等を配置し専用スペースを設け、感染拡大の防止を図ります。	・非接触型体温計 ・マスク ・消毒液 ・消毒用手袋 ・間仕切り用簡易用テント

イ その他の感染症等の対策

その他の感染症等の被害防止を図るとともに、症状や被害が確認された場合には、関係機関への連絡など敏速に対応します。発生が懸念される多様な感染症についても、衛生管理、植栽管理等を徹底し、被害の防止に努めます。

また、利用者に対し感染症に対する意識向上の啓発を行うとともに、症状や被害が確認された場合には、関係機関への連絡など迅速に対応します。

【想定する感染症等】

ノロウイルス 売店、イベント時の 食品出店	・調理者の健康管理の徹底、調理者の調理前後・トイレ等時の手洗いの徹底、調理場所・器具の消毒（次亜塩素酸ナトリウム）や熱湯消毒 ・嘔吐等処理の備えとして、処理セット（手袋、ビニール、消毒液等）を常備
蚊媒介感染症（ジカ熱、デング熱）	・不要な水たまりをなくす（バケツ、植木鉢、竹の切り株等の水除去） ・注意看板の設置（蚊への対策について注意喚起） ・虫よけスプレーの貸し出し（パークセンター等で貸出用のスプレーを常備）
鳥インフルエンザ	・通常時：不審死した野鳥を見つけた場合、マスク、使い捨て手袋を装着して、死亡した鳥を素手で触らずに密閉し、段ボール箱などに入れ倉庫等に保管後、行政センターに報告 ・県内で発生した場合等：不審死した野鳥を見つけた場合、利用者が触る恐れがあるため、半径10m以上について出来るだけ立ち入り制限処理を行った後、行政センターに報告

【令和7年度事業計画】

- 新型コロナウイルス感染症法上5類に移行したことから、県の対応に応じた感染防止の取組を実施（感染防止対策取組書の管理事務所等への掲示等）。
- その他の感染症等の対策
感染症等の被害防止を図るとともに、症状や被害が確認された場合には、関係機関への連絡など迅速に対応

計画書 10 「災害への対応（事前、発生時）」

(1) 異常気象(大雨、台風、熱中症アラート等)への対応方針(事前、初動、発生時、応急復旧等)

異常気象に対しては、利用者や関係者(公園内事業者やボランティア活動者等)、周辺住民、公園職員の人命を最優先に判断し行動することを対応方針とします。

大雨や洪水、台風などの風水害に対しては、県や座間市の地域防災計画とともに、当協会が作成した [] に基づき、事前の備え、初動から発生時、解除後の応急復旧・報告の各段階をタイムラインに沿って、迅速かつ適切に対応します。

ゲリラ豪雨や雷など、リスク出現から被害発生までのリードタイムが極めて短いリスクについては、情報収集後、速やかに避難誘導等を行います。

熱中症警戒アラートや**高温 注意報**が発表された場合は、利用者に園内放送等で注意喚起を促すとともに、作業員の熱中症対策を特に入念に実施します。

ア 台風の接近、大雨洪水に関する対応

■的確な情報収集

テレビや関係機関からの情報、気象庁の「高解像度降水ナウキャスト」や座間市緊急情報いさまメール等を活用しリアルタイムな情報収集

■タイムラインに沿った具体的な対応（台風の例）

■体制の整備

- ・非常事態が予想される場合や県から指示があった場合には、職員の安全を確保したうえで夜間待機。または、翌日早朝等にパトロールを行い、速やかに県に報告。
- ・台風、暴風や大雪等の警報時は、枝の落下等の危険があるため、東部センターと協議の上、利用者の安全を確保するために園路を通行止め

- ・早朝等勤務時間外に発表された場合には、職員の安全確保、交通機関の状況を考慮しながら必要に応じて園長が総括責任者として職員を招集

※異常気象等の災害発生時の体制は、計画書 8 の事故防止体制に基づき対応

イ ゲリラ豪雨や雷等への対応

■情報収集 アと同様。

■利用者への注意喚起等 大雨や雷注意報が発表された場合には、園内放送等による注意喚起、屋内退避等呼びかけ

ウ 熱中症警戒アラートへの対応

■情報収集 環境省及び気象庁が発表する熱中症警戒アラートの情報収集を官庁 HP や自治体メールマガジン等で確認アラートの発表がない場合でも、毎朝暑さ指数 (WBGT) を確認し職員で共有

■事前準備 事前に危険性を確認した場合は水を多めに準備熱中症応急セットを配備

■利用者への注意喚起等 パークセンター及び里山体験館玄関に情報版を設置し注意喚起を行うとともに、必要に応じて園内放送等により休息や水分補給の呼びかけ

イベント主催者には、参加者への注意喚起を依頼するとともに、巡視により頻繁に参加者の体調確認を促す

熱中症応急セット
保冷剤、タオル、スポーツドリンク（経口補水液）、うちわ等
※意識障害の疑いがある場合は、水分は与えない

空調作業服
職員の熱中症対策としてファンのついた空調作業服の導入を促進します。



WBGT	熱中症予防運動指数	公園での対応
33℃以上 熱中症警戒アラート発表		ジョギング、ボールウォーキングなどの運動中止を呼び掛け
32℃以上危険	運動は原則中止	
28～31℃嚴重警戒	激しい運動は中止	10～20分おきの休憩と水分・塩分補給を促す 体力に自信のない方の運動軽減や中止呼びかけ
25～28℃警戒	積極的に休憩	水分・塩分補給に加え、激しい運動の場合は30分おきの休憩を促す
21～25℃注意	積極的に水分補給	運動の合間に水分・塩分補給を促す

エ その他気象災害への対応

竜巻注意情報が発表された時や県から光化学オキシダント緊急時措置情報が発表された時などは園内放送等で利用者に注意喚起を行います。

(2)公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応

ア 座間市で震度 4 発生時

■配備体制

地震発生後 30 分以内にパトロール班を編成（勤務時間外に発生した場合は、報道による情報収集。被害発生恐れがある場合は参集し現地確認。夜間の参集がなかった場合でも翌朝 8:30 までに県厚木土木事務所東部センター（以下、東部センターという）や当協会本部に報告できるよう参集に努める。）

■初動体制

- ・園内パトロール、公園利用者の安全確認、機能点検の実施
- ・負傷者がいる場合は、応急措置及び救急車の手配
- ・危険箇所等は立入禁止措置、園内放送等で利用者へ注意喚起、周辺交通情報等の確認が取れた場合は帰宅を促す
- ・パトロール結果に基づき、随時、東部センターに報告
- ・周辺住民等の避難がある場合は、レクチャールーム、東口広場、駐車場などで受入れ、座間市危機管理課と連携して避難所への誘導や緊急物資の配布などを実施

イ 座間市で震度5弱以上もしくは県内で震度5強以上、大規模災害発生の場合

■配備体制（勤務時間内に発生した場合）

- ・原則として当日勤務している全職員が配備体制（総括責任者、次席責任者、パトロール係、支援係、連絡係）に基づき対応



■勤務時間以外の参集体制

- ・園長は本公園に参集

係名	主な業務
連絡係	情報の収集と報告
パトロール係	園内巡視、被害報告、利用者誘導、応急対策実施など
支援係	施設の点検、救援活動、物資の管理など

- ・緊急時に落ち着いて適切な行動がとれるように、

- ・職員は参集し次第、初動体制を東部センターと当協会本部に報告

- ・震災発生後、30分以内を目標に参集できたスタッフが初動対応を行い、

県内震度6弱以上の場合、第2次体制として配備人数を増やすとともに、対応

時間外の体制確保に関する実績

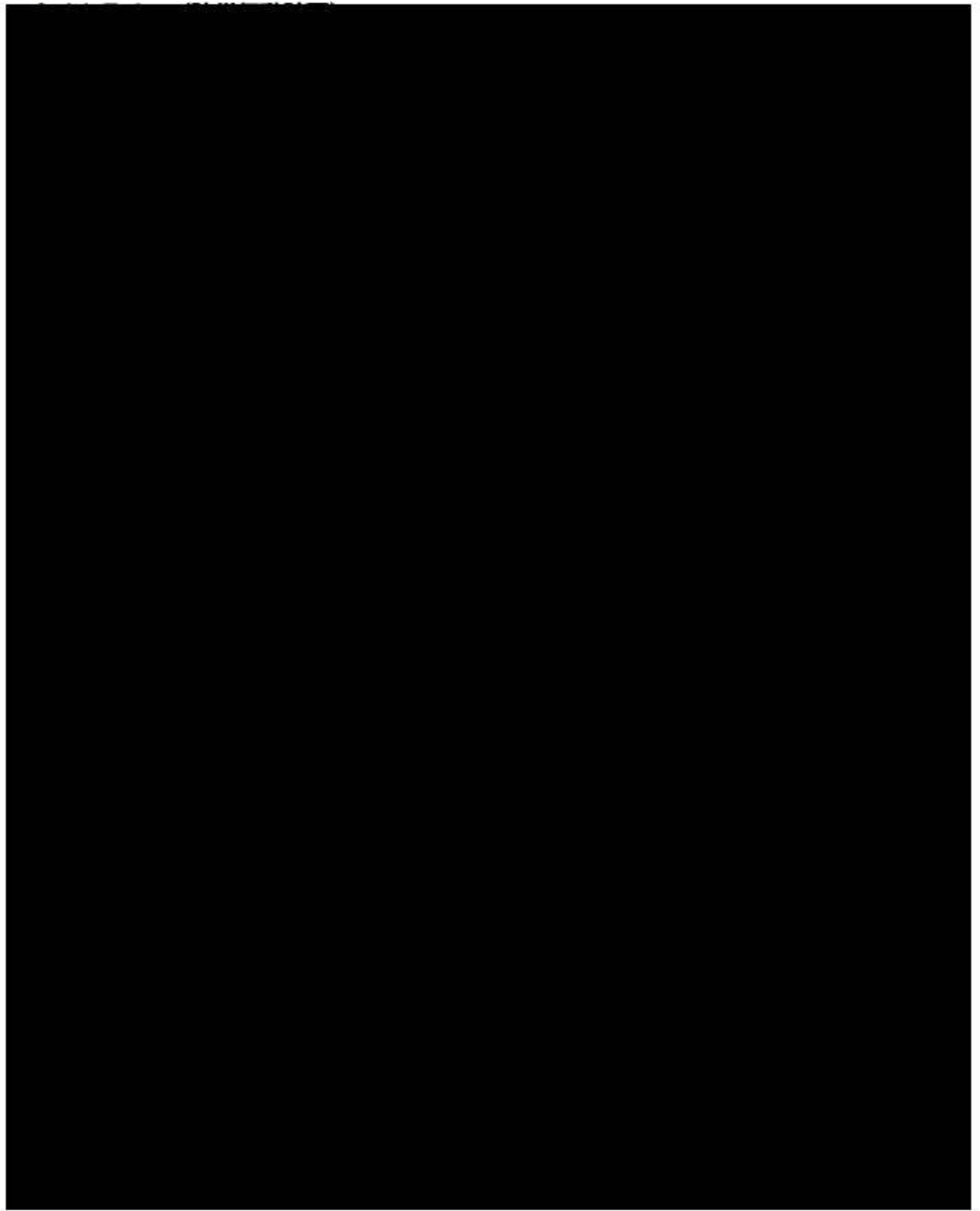
（この部分は図表や写真で構成されています）

ウ 初動時～緊急時～復旧・復興時の対応

大規模地震発生時には、県が示す「座間谷戸山公園の震災時対応の考え方」及び当協会ののタイムライン（防災行動計画）に沿って迅速かつ確実な対応を行います。

本公園は、座間市の広域避難場所に指定されており、座間市や周辺施設の管理者との連携のもと、広域避難場所としての機能が発揮できるよう取り組みます。また、東日本大震災や熊本地震等では、公園を避難所や仮設庁舎、仮設住宅、資材置き場等として活用された事例

があり、こうした事例を踏まえ柔軟な対応をとります。



■タイムラインに合わせた対応の重点

初動時 発災から3時間後まで（管 理事務所体制確立）	
初動時 発災から3時間後まで（園 内パトロール、避難誘導）	・人命優先・被害拡大防止を第一に、 速な園内の状況把握 ・感染症対策を講じた滞留者の受入れ（計画書9参照）
緊急時 発災から3日間（応急対策 業務）	・トイレ、執務場所、滞留者の受入場所等の電気、水道等ライフラインの復旧にあたっては地元企業との連携により迅速に対応 ・日頃から県や座間市等と築いたネットワークを活かし滞留者を支援
復旧・復興時 発災から4日以降	・避難者受入れ、ボランティア活動拠点など、多岐にわたり想定される公園の活用状況に合わせ、と連携した柔軟な対応 ・復興時には、近隣住民の憩いの場となるよう特に衛生面に配慮し避難スペース等の清掃管理を徹底

(3)大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方（地域との連携、防災訓練、災害発生時の協力等）

ア 災害に備えた事前対策

(ア) 基本的な考え方

普段から必要な機器設備の点検と適切な維持管理を行うとともに、常に最新の地震情報を利用者に提供できるよう必要な情報の収集に努めます。

■災害情報の受発信 地震警報機能付きラジオやテレビに加え、新たに防災行政無線同報系戸別受信機、スマートフォン等向けアプリケーション、携帯電話への「座間市緊急情報いさまメール」等を活用し、起こりうる災害の情報収集を絶えず行います。

■災害対策マップの活用と更新 災害対策マップを作成し、緊急時に利用者が迷うことなく安全な場所まで避難できるよう掲示板などに明示します。マップは公園の改修工事の結果や周囲の状況変化に応じて適宜改訂します。

(イ) 震災時利活用施設等の維持管理

■想定される活用施設

施設	想定される利活用	管理方法
パークセンター （レクチャールーム）	情報センター、救護措置、一時避難、応援・復旧・復興活動の支援	・建築物点検、太陽光発電、蓄電池の点検
東口広場、ふれあい広場	広域避難、応援・復旧・復興活動の支援	・緊急車両の進入路の支障物の撤去、周辺園路の維持管理
東口駐車場	物資置き場、応援活動拠点	・舗装、危険物の撤去
園内トイレ	トイレ	・日常清掃等
防災井戸（ディーゼル発動発電機）、非常用飲料水貯水槽	防火、生活用水	・ポンプ点検、水質検査
園内放送、照明	情報伝達、照明	・点検

■施設の日常点検

- ・震災時に利活用が想定される施設の点検周期、方法等を定めたチェックリストを作成しパトロールを実施
- ・原則、月1回、震災時のパトロールコースを異常の有無や動作等を確認しながら巡回

■備品類の日常点検

- ・年1回以上、発電機や懐中電灯、トランシーバー等の動作や残量の確認等の総点検を行い、必要な交換や更新を行う
- ・常備しておくべき資機材及び救急医薬品は数量と保管場所を示したリストを作成し、管理事務所、管理詰め所、倉庫に掲示し職員間で共有
- ・通常業務に使用するカラーコーンや工具類は、使用後に必ず保管場所に戻し、非常時に確実に使用できるようにする

(ウ) 防災訓練・職員教育

■防災訓練 大規模災害発生時も迅速かつ冷静に対応できるように各種防災訓練を実施

【シェイクアウトプラスワン】

「かながわシェイクアウト（いっせい防災行動訓練）」に事前登録し、県の一斉実施日に合わせて地震発生時の安全確保行動を行います。またシェイクアウト訓練に加え、以下の訓練を行います。

- ・緊急連絡網の再確認
- ・公園での避難経路の確認

に適切に対応できるよう訓練を実施

■職員の意識向上の取組

- ・や地元消防と連携した消防訓練では、過去に起きた東日本大震災の各公園の体験や被災地での復興支援に当たった職員の体験を盛り込み、職員各自が災害対応についての理解促進を図ります。
- ・緊急時には震災対応に専念できるよう、
- ・職員への意識付けを行います。

イ 本公園の特性、立地状況等に応じた課題と対応

(ア) 特性・課題

本公園は起伏のある谷戸地形にあり、土砂災害警戒区域に指定されている場所もあるため、大規模災害時には土砂災害が発生する可能性があります。また、樹林地が大部分を占めるため倒木の危険性も高いという課題があります。

(イ) 対応

土砂災害発生時には、すぐに県東部センターに連絡するとともに周辺を立入禁止とし、二次災害を防止します。また、日々のパトロールにより倒木の危険性のある樹木の発見に努め、伐採等の対応を行います。

(ウ) 地域との連携

■座間市や近隣施設等との連携

公園及び地域の防災力の強化を図るため、日頃から利用者や近隣施設と協働で防災訓練を実施するなどして連携を深めます。

- ・広域避難場所である東口広場から周辺小中学校等の避難所への誘導方法や帰宅困難

者の受け入れ体制について、事前に座間市及び近隣施設と調整

- ・定期的に震災時対応について、座間市・地域の自主防災組織・地元消防と防災訓練などを通じて意見交換し、社会状況の変化に応じたマニュアル等の見直し
- ・緊急車両の侵入ルートは駐車場からとなることや夜間は有人警備員によるゲートの開場となることなど、施設の解錠や車両誘導等について消防等と情報共有し、初動対応の協力体制を確立

■共同での訓練、体験イベント

消防署と連携した救急救命訓練の実施	座間市消防署の協力により、全職員を対象に年1回 AED を使用した心肺蘇生法の訓練を実施
シェイクアウトへの参加	神奈川県が企画するシェイクアウトへの参加。
市町村防災教育への参加	公園が企画したものでなく、市が企画する訓練に参加し、地域防災に関する知識を養います。
情報伝達訓練への参加	県が主催する情報伝達訓練への参加。

■利用者・近隣住民への働きかけ

具体的な施設の利活用のパネル、実際に使用する備品類の展示など、公園の災害時対応についての情報の周知、普及を行います。

(エ) 災害対応物品の備蓄

導入品目	内容
災害用備蓄品(食料 水)	避難してきた近隣住民や帰宅困難者が避難場所(防災拠点)に避難するまでの水と食料を備蓄しています
災害用トイレ	一般のトイレを利用して断水時にも使用できる災害用トイレキットを配備しています
充電電池	非常時の電源対策として発電機に加え、充電式工具用の充電電池を多数配備します
トランシーバー	大規模災害時、救急や消防をはじめとする関係機関と確実に連絡取れるよう、設置しています
燃料等	日常の作業における発生材を活用し、薪や木炭等の燃料を備蓄します
上履き、ヘルメット	東日本大震災時の経験から、移動の際のケガ防止のため、上履きやヘルメットを用意します

(オ) 災害発生時の協力等について

厚木土木事務所東部センターや座間市の防災担当部局と連携し、速やかな災害対策活動が行えるよう、必要な連絡調整を行います。また、「震災時対応の考え方」で示された避難施設等とも連絡調整を図り、強固な防災体制を構築します。

■災害復旧への協力

- ・事態終息後には、県と指定管理者の役割分担に基づき対応しますが、県による被害箇所

の本格復旧の際にも積極的に協力をします。また、災害復旧活動の拠点として県や市から要請があった場合、チェーンソー、テント等の必要な機器や物品の提供や、救援活動への支援等も積極的に行います。

- ・災害発生後に、座間市から要請があれば、緊急消防援助隊活動拠点設置に協力します。

■避難所（帰宅困難者滞留）となった場合のコロナウイルス感染症対策

計画書9（2）新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針に記載

ウ 災害発生時の対応及び業務継続計画(BCP)について

当協会では、大規模災害発生や新型インフルエンザ等の感染症の蔓延に備え、事業継続計画書(BCP)を策定しており、優先的に継続する重要な業務の設定、危機管理体制の整備、協会本部にかわる災害対策本部の代替拠点等を設定し、都市公園指定管理業務を含む法人としての事業継続を図ります。

■災害時の事業継続に特に必要となる人的バックアップについて

活かし、本公園の園長・副園長不在時にも、参集できる体制を取っています。日々の業務での連携に加え、体制を確実なものとしています。

計画書 11 「地域と連携した魅力ある施設づくり」

(1)多様な主体(地域人材、自治会、関係機関)との連携、協力体制の構築等の取組内容

本公園は地域の強い要望を受け、貴重な自然環境や優れた里山の景観を残して整備された公園です。私たちは開園当時から本公園の管理運営を行ってきた中で、地域をはじめ多様な主体と一緒に公園を守り、育て、魅力づくりに取り組んできました。これからも公園の特性を考慮し、地域をはじめ多様な主体と連携・協働しながら魅力ある公園づくりを進めていきます。

ア 市民参加型公園管理運営の一層の推進

本公園では、市民参加型の管理運営を行うため、開園当初より「県立座間谷戸山公園運営会議」を設置し、様々な市民団体等（下図参照）とともに、園内の自然環境や動植物の調査・保全、様々な公園イベントなどを連携・協働して行ってきました。当協会は事務局として取りまとめや連携・サポート、行政機関との調整などを担い、信頼関係を築いてきました。今後も引き続き、連携・協働を深めながら市民参加型の公園管理運営をより一層推進してまいります。

団体等名	活動内容
座間のホタルを守る会	ホタルの生息数調査・生息環境の保全
座間谷戸山公園ボランティア「ぼらぼら」	・カエル卵塊調査、カエル沼の管理 ・公園イベントでの生き物解説
グリーンタフ・谷戸山公園グループ	定例自然観察会の開催
さがみシェアリングネイチャーの会	ネイチャーゲームの開催
谷戸山野鳥と自然の観察グループ	野鳥のモニタリング
運営会議	
谷戸山自然ボランティア「やとボラ」	生物保護のための草刈り、写真展の開催
座間市星の谷地区社会福祉協議会	・菖蒲田の管理 ・公園まつりへの参加(作品展等)
ふるさとフォーラム座間	菖蒲田の管理
座間に緑を育てる市民の会	昆虫ウォッチングイベントの開催

イ 地域等との連携

本公園では様々な地域団体と協力体制を構築しており、周辺の自治会とは、どんど焼きなどの自治会行事への協力として、樹木管理で発生した木竹を提供し、伐採で生じた発生材をベンチに加工して自治会に提供しています。また、普段から公園清掃に協力いただいている地域の方のボランティア活動を支援するため、園路沿いに竹ボウキ収納所を設置するとともに、里山体験館などで行われる昔話の語りや手遊び歌などを行うお話会への協力をお願いするなど、引き続き、地域等と連携しながら管理運営を進めていきます。



発生材を使ったベンチ



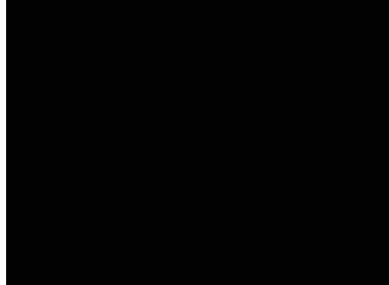
竹ボウキの設置

ウ 地域や関係団体と連携したイベント等の実施

公園の魅力により多くの人に知ってもらうため、地域の団体や関係機関と連携した、秋に行う本公園の最大行事「谷戸山公園まつり」を今後も継続していきます。また、地域の方々の活躍の場を広げるため、当協会が共催者となり、イベント主催者の広報や道具の貸し出しなどの手助けを行う「共同イベント」の誘致も図ります。



公園まつり（メイン会場）



共同イベント（自然体験）

エ 〇〇〇〇と連携した小学生親子対象プログラムの連携強化

関係機関と連携した取組として、〇〇〇〇と連携し、小学生と保護者を対象とした年間プログラム〇〇〇〇を開催し、ピザ作りや公園まつりでのバームクーヘン作りなどを実施しています。今後はSDGsに関する講座の導入などを検討し、さらなる連携強化を図ります。



ピザ作り



焼き芋作り

オ 地域の子ども食堂への貢献 ★NEW★

園内で収穫したもち米や野菜は、これまでも一部を地域の福祉施設等へ無償で配付し、地域に貢献してきましたが、今後も継続して実施することで、さらなる地域貢献を行っていきます。

【令和7年度事業計画】

○園内で収穫したもち米や野菜を地域の〇〇〇〇子ども食堂等へ提供

(2) ボランティア団体等の育成・連携、協働の取組内容

ア ボランティアと連携した里山林保全活動の充実

〇〇〇〇に基づく計画的な樹林地管理を実施するため、ボランティアからなる「里山保全隊」が長年に渡り活動し、良好な樹林地の維持に協力していただいています。

そうしたボランティア活動を今後ともしっかりと支援していくため、維持管理に必要な資機材の提供や樹木管理の技術指導に加え、専門家による研修や他事例の見学など充実に図っていきます。

イ 新たなボランティアの参入を促す仕組みづくり

■「やとやまサポーター登録制度」の創出 ★NEW★

本公園では管理運営の中核を担うボランティアの高齢化や後継者不足が課題となっています。

そこで、新たなボランティアの参入を促すための仕組みづくりとして「やとやまサポーター登録制度」をスタートさせます。具体的には、サポーターに手伝ってほしい内容を公園HP上で募集し、それを見てサポーター参加したいと思った方がHP上でサポーター登録（登録証を交付）した上で応募し、実際にボランティア参加する制度です。公園HPや公園の様々なプログラムイベント、行政の広報誌や鉄道事業者などを通じて「やとやまサポーター登録制度」を広報していきます。サポーター自身の都合やライフスタイルに合わせ、また、興味を持ったものに気軽に参加できるといったメリットがあり、新たなボランティアの参入が十分期待できます。まずはお試し体験からでも参加可能とする予定です。

【令和7年度事業計画】

ウ 公園で活動する多様な団体等の発掘

本公園では、地元の造園業者をはじめ、企業や学校など様々な団体が維持管理などに関する活動をしています。今後はHP上で活動団体を募集するなど、本公園で活動する多様な団体の発掘を進めていきます。特にSDGs普及実践の場として活動していただくよう、取り組んでいきます。

■地域企業の社会貢献活動の受け入れ

近年、企業のCSR活動が活発化する中、本公園では今後、公園ホームページ上での呼びかけや近隣企業への勧誘などを行うなど、積極的な働きかけを行うとともに、資機材の提供や技術指導などの支援を行い、企業等が活発に活動しやすい環境づくりを進めてまいります。

■学校等教育機関との連携

地域の小中学校、高校や大学と連携し、総合学習や環境学習、職場体験やSDGs学習体験、研究活動のフィールドとして活用してもらえるよう、積極的に働きかけを行っていきます。また、そうした活動をしっかりと支援していきます。

【令和7年度事業計画】

テーマ	連携先	内容
職場体験		
研究活動の支援		

(3) 周辺施設（他の公園、施設等）との交流・連携の内容

■他の公園との交流・連携

「花とみどりのフォトコンテスト」の開催

当協会はこれまで、神奈川県立都市公園および自然公園を舞台にしたフォトコンテストを開催し、毎年約600点の作品応募があります。今後もコンテストの入賞作品展を本公園や他公園等で開催します。



フォトコンテスト作品展

公園関係団体を通じた連携

公園関係団体で構成する「首都圏みどりのネットワーク」や県・市公園緑地協会等連絡協議会の中で情報交換や他公園への視察を行い、引き続き管理運営に反映させていきます。

近隣の公園等との連携

計画書4で示した「

連携してチラシの配布や情
いきます。

■ 周辺施設等との交流・連携

近隣にある図書館、公民館、文化センターと自然や施設を利用したイベントや講座開催にあたっての連携、協力を行います。また、観光協会などとの連携による広場等を活用したイベント開催への協力を行います。

協働のテーマ	連携先	内 容
公園維持管理	座間市公園緑政課	外来生物の防除やナラ枯れ対策等で連携 利用者対応や防犯に関する情報共有
防災、防犯	座間市、近隣住民	広域避難場所として防災連携
	警察署	[redacted] / 災害時の連携/ 日中、夜間の防犯パトロール
	消防署	救急対応、消火訓練、救命救急講習
生物情報・技術指導の享受	[redacted]	[redacted]
イベント	[redacted]	[redacted]
	[redacted]	[redacted]
	[redacted]	[redacted]



(4)地域企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

地域の企業等は、その地域に精通していることで、迅速かつきめ細かい対応が期待できます。本公園では樹林地が多いことから、高木の危険枝の除去等については[REDACTED]に業務を委託し、迅速かつきめ細かい対応を行っています。

私たちは業務委託を行う場合には、今後も地域企業等への発注を優先的に行っていきます。さらに、地域雇用の確保、社会的ニーズへの対応といった観点から、[REDACTED]継続的に業務委託することにより地域連携を図ります。

計画書 12 「人的な能力、執行体制」

(1) 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

ア 人員配置の考え方

本公園には、公園管理運営方針を理解し、土木事務所・地元自治体・関係団体・利用者等に対し施設管理者としての的確に対応できる人材を現地責任者として配置し、その下に園長の代行者である副園長をはじめ業務に応じた公園管理実務経験者など、必要十分な人員を配置します。また、地域団体や協力団体などとのパートナーシップのもと、直営管理を基本とし安全・安心で快適な管理運営を行います。

当協会本部は、公園管理運営に係る企画・統括部門及び現地業務支援部門を担い、多様化する公園管理業務を踏まえ、事故防止・安全対策、コンプライアンス、SDGs や「ともに生きる社会かながわ憲章」など県施策への対応、広域的な広報や交通対策、企業・団体等とのアライアンスなどに取り組み、公園と本部が一体となって公園管理運営の品質向上に取り組みます。また、外部指導員（グリーンサポート）制度や他公園職員・本部職員による業務点検等により、さらなる安全・品質確保に努めます。

本公園（公園管理事務所）の業務分担	協会本部の業務分担
・県土木事務所との連絡調整（年度協定、定期業務報告、モニタリング受検、許認可申請等） ・維持管理、安全管理 ・緊急時、災害時等の現地対応 ・利用案内、苦情・要望等対応 ・利用促進事業や地域連携事業の企画・実施 ・地域メディア等への広報、HP、SNS 等での情報発信 ・駐車場運営 ・自主事業の運営 ・地元自治体、地域団体（商工、観光、福祉等）、関係団体との連携等	・都市公園法、都市公園条例、指定管理者制度等に係る県（本庁）との対応窓口、基本協定 等 ・事業運営方針策定、諸規程整備 ・コンプライアンス、労働環境改善、事故不祥事防止、個人情報保護、情報公開、ハラスメント防止 ・職員採用、人材育成、研修の企画・実施 ・予算策定、予算執行、決算、監査 ・BCP、緊急時対応、緊急参集訓練の企画・実施 ・広域的な広報、ガーデンツーリズム企画・調整 ・事業企画（公益・収益）、他企業・団体との連携促進、交通・観光事業者との包括的な連携 ・情報セキュリティ対策

イ 現地職員の配置計画(現地責任者の責務、役割及び経歴、主要職員等の役割分担)

■ 現地責任者の責務、役割及び経歴

園長は、県立都市公園の管理運営経験が豊富な人材を常勤で配置し、公園の総括責任者として公園管理運営及び地域との連携・協働に取り組みます。

副園長は、現地責任者としての園長を代行・補佐できる公園管理経験者又は県土木事務所等行政経験者を配置します。

※災害等の非常時、新たな課題への対応、許認可に係る調整事項が生じた場合は、上記に関わらず本部及び現地が連携して、県と協議・調整のうえ、課題解決にあたります。

■ 主要職員の役割分担

管理運営業務に応じ（本公園の特性に応じ）以下のとおりと一体となり多岐に亘る業務を遂行します。

主要職員	役割・職務の内容	勤務形態

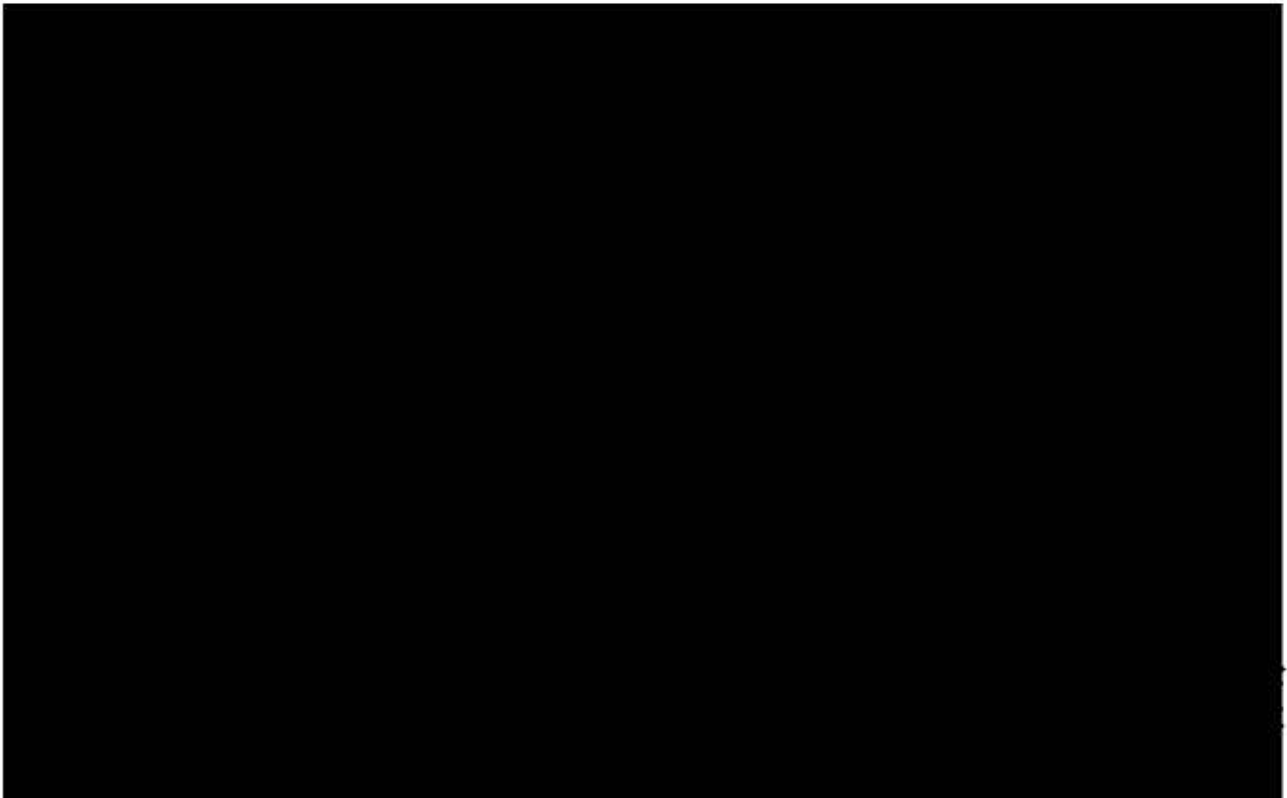
ウ 特に都市公園管理運営の専門知識(関係資格の保有等)や経験を有している者の配置状況

本公園の管理運営方針である「里山モデルの実現」に取り組むため、
配置します。また、必要に応じ、
を行います。

エ 県、県出先事務所、指定管理者本部、指定管理者現地との連絡体制及び、関係機関における効果的、効率的な情報共有の考え方と仕組み

■連絡体制

本公園において、県、県厚木土木事務所東部センター、当協会本部等との連絡体制を以下のとおり構築し、効果的・効率的な管理運営を行います。夜間・休日等の緊急時には、緊急時連絡フロー図や緊急時対策連絡網などにより、24時間365日対応可能な連絡体制を整備しています。



(県、厚木土木事務所東部センター)

- ・ 確実な連絡体制の整備や、普段から担当者間の報告・連絡・相談が円滑に行える環境整備に務めている
- ・ 月例報告等の提出時を定期的な情報共有の場として臨んでいる
- ・ 制度面や他公園にも関連する事項については、指定管理者本部が県庁所管課とも調整

(警察署、消防署)

- ・ 通報、相談等は速やかに正確な情報をもとに実施
- ・ 防災訓練の調整等を通じて、普段から連絡・連携を密にしている

(地域団体等：自治会、ボランティア、学校、企業等)

- ・ イベント等の調整時や定例的な会合等の場で必要な情報共有を行っている
- ・ 広報誌、ホームページ、SNS、掲示板等を活用した情報発信

(指定管理者内での取組)

- ・ 現地と本部の確実な連絡体制による情報共有（事件・事故等は全て速やかに理事長に報告するとともに全公園へ周知）
- ・ 原則毎月開催の全公園の責任者が参加する会議において情報共有、意見交換
- ・ 現地職員間では朝礼や月例会議での直接伝達やサーバーの「申し送り」を活用した情報共有

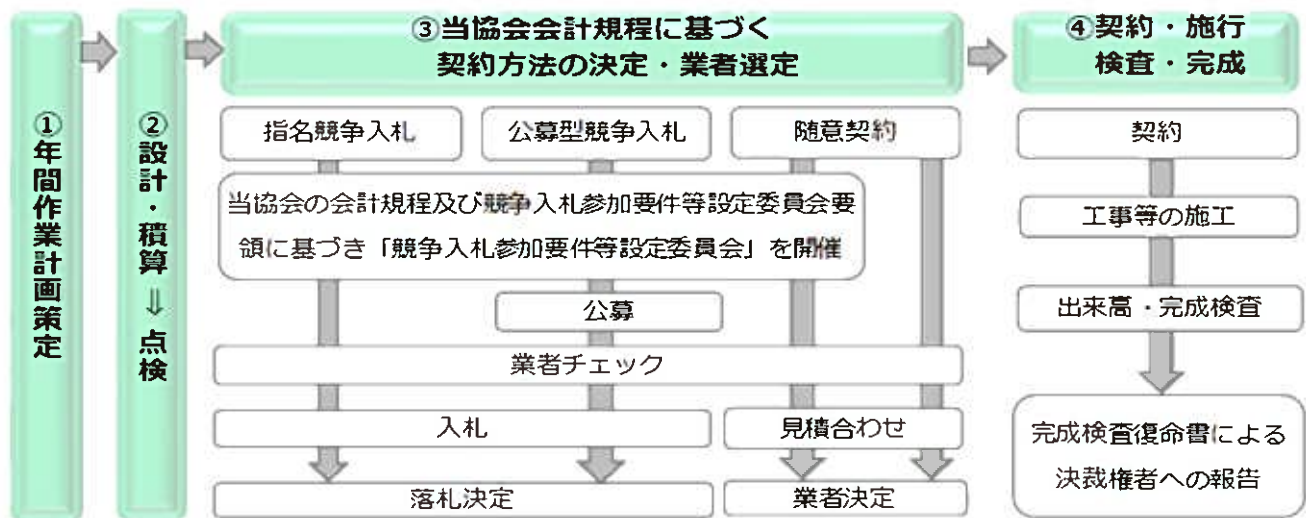
(2)業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

ア 委託業務の管理の考え方

委託業務を効率的・効果的に実施するため、年間発注計画による計画的な発注、品質確保や透明性に配慮した業者選定、適切な進行管理に努めるとともに、諸規程やマニュアル等に基づき、監督職員による指示及び履行確認、検査員による出来高・完成検査を行います。

監督職員は、法令遵守、品質確保、安全管理体制、連絡体制、工期遵守、利用者対応等の視点から指導監督を行います。

また、高齢者就労団体等への委託では、高齢作業員の健康・安全対策を重視するほか、障がい者就労施設への委託では、丁寧な作業指導により安全で確実な業務管理を行います。



イ 指導監督の内容

委託業務の各段階で、以下の項目について点検、指導、監督を行います。

- ・業務計画書等に基づき、業務実施体制、工程管理、作業方法、安全管理体制を確認
- ・社会保険の納付、最低賃金の履行確認及び業務上知りえた内容の守秘義務契約確認
- ・業務実施時は、作業内容等の日報による確認や現地履行確認による指導監督
- ・園内通行証の発行、徐行運転の履行、バリケード等安全対策の徹底
- ・業務記録及び作業写真等は、当協会文書管理規程に基づき管理し必要に応じ県へ提示
- ・監督職員以外の検査職員による履行確認、完成検査により、品質、出来栄を確認

ウ 本公園で重視する視点

種別	業務内容	指導監督項目	点検方法
・植物管理	・枝下し、枯損木処理	・周知看板等利用者への安全確保	・巡視、作業日報等
・施設管理	・設備の点検等	・適切な手法、点検漏れ防止	・業務報告書、現地確認
・清掃管理	・廃棄物処理、搬出	・マニフェストによる確実な処理	・作業日報、書類確認

※本公園の委託業務の考え方、内容等については、計画書2及び様式第3号に記載しています。

(3)指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための日々のOJTや研修等の人材育成体制や職員採用の状況、チームワーク保持や労働時間短縮の取組、職場のハラスメント対策など適切な労働環境の確保に係る取組状況

当協会では、人材育成、就労意欲向上、計画的な職員採用、労働環境の確保に着実かつ相互に連携させて取り組むことで指定管理者として安定的な管理運営を行う体制を構築しています。

ア 人材育成の考え方

様々な施設や自然環境、機能を有する県立都市公園の管理運営には、自然生態、植物管理、施設管理、安全管理、地域防災、利用促進、地域協働など、それぞれの専門知識や経験だけではなく、これらを総合的に活用して多様なニーズに合致したサービスを提供することが求められます。

当協会では、公園管理におけるプロフェッショナルとして常に質の高い公園管理運営を目指し、職責・職員毎にテーマを設定し、3つの手法により人材育成・能力開発を行うとともに、職員のやる気と潜在能力を引き出す仕組みを構築しています。

■職員ごとの育成テーマ設定

全職員共通	都市公園の情報、安全管理、接遇の向上、手話の取得、コンプライアンス、個人情報保護、救命救急、防犯・防災、労働安全衛生
現地責任者	マネジメント力の向上、利用促進ノウハウの向上、職員指導力の向上、労働安全衛生法規
内勤スタッフ	適正な受付・実務の能力、HP・SNS等の情報発信力向上
外勤スタッフ	安全管理、労働安全法規、機械操作能力向上、施設ごとの維持管理ノウハウ

■人材育成手法・内容

OJT (職場指導)	・豊富な公園管理経験を有する職員等社内リソースを活用した公園特性・管理ノウハウ・利用者対応等の細部の知識や技術を養成 ・他公園等の先進的な植物管理ノウハウを共有し知識・技術の向上 ・新規採用者への適切な職場 ・毎朝、朝礼時における作業内容、KYT、留意事項等について確認・周知
OFF-JT (研修)	(主に協会職員による研修) ・接遇、安全管理、植物管理、利用促進、事務処理等に係る研修
SD (自己啓発)	費用補助 ・社外講習会、セミナー等への参加促進、先進事例視察 ・異業種、他組織との交流の場への積極的参加（見本市、展示会への参画、出展）等



■職員の「やる気」と「潜在能力」を引き出す仕組み

当協会では、職員の「やる気（向上心）」と「潜在能力」を引き出すため、業務実績向上に努めた職員を公平・平等に評価する「人事評価制度」や職員の模範となる取組、顕著な実績に対する「職員表彰制度」を導入しています。

これらの制度を適切に運用し、職員の達成感や満足度を高め、職員自らが更なる自己研鑽に取り組む意欲を高めます。

イ 職員の採用

指定管理業務を着実かつ安定的に遂行するために、業務に応じた職員を計画的かつ、原則として公募により採用するとともに、高齢者、障がい者の就労機会の拡大や意欲・能力を発揮できる環境の整備に努めています。

- ・現地責任者は、公園管理運営方針を理解し、利用者・厚木事務所東部センター・地元自治体・関係団体への的確な対応ができる人材を常勤職員として採用
- ・公園管理主任等の現地スタッフは、公園管理実務経験者等の専門知識・技能・資格を有する即戦力となる人材を非常勤職員として常に確保
- ・パートタイム職員は、公園への熱意、職務に必要な知識・技能等を有する人材で、地域の雇用促進や災害時の対応を考慮し、できるだけ地元にお住まいの方を採用
 ※非常勤職員、パートタイム職員等の有期雇用職員には、改正労働契約法に基づき、雇用期間が5年以上となる場合、職員の希望により無期労働契約に転換できる制度を整備・運用しています。

ウ 働きやすい労働環境の確保

■基本的な考え方

当協会は、誰もがその能力を十分に発揮し、心身ともに健康でいきいきと働き続けることが重要であると考え、職員が働きやすい労働環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んでいます。そのために労働安全衛生法をはじめ、働き方改革関連法等の法令を踏まえ必要な取組を行っています。

(ア) 労働時間の短縮、ワーク・ライフ・バランスの確保

○時間外労働の上限規制（45 時間／月、360 時間／年）の徹底

- ・適切な業務分担及び業務の効率化の推進
- ・週 1 回のノー残業デーの設定及び実施の徹底
- ・36 協定の締結、一般事業主行動計画（ノー残業デー）の策定、所管労働局への届出・公表

○年次有給休暇の確実な取得

- ・年間最低 5 日間の年次有給休暇取得の義務化（10 日以上付与職員対象）
- ・本部による取得状況の確認（四半期毎）及び取得促進の徹底
- ・一般事業主行動計画（年次有給休暇の取得目標）の策定、所管労働局への届出・公表

○労働時間の状況把握

- ・総括責任者による残業の事前命令の徹底と、厳格な時間管理
- ・本部による毎月の労働時間チェックと必要に応じた総括責任者への指導

(イ) 職場のハラスメント対策

当協会は、これまでも職場のハラスメント対策に取り組んできましたが、労働施策総合推進法の改正等を踏まえ、令和 2 年度から、パワーハラスメント等の防止対策を強化しています。

- ・「職員就業規程」、「コンプライアンスガイドライン」にハラスメントの禁止を明示
- ・「職場におけるハラスメントの防止に関する要綱」を制定し、ハラスメント防止に対する当協会の取組方針を明確にし、ハラスメント等の撲滅推進を強化
- ・ハラスメント防止に対するトップメッセージを発信し、全職場に掲示し、職員に周知徹底
- ・DVD 等を活用し、すべての職場でハラスメント研修を実施
- ・ハラスメントに関する相談・通報窓口を協会本部に設置し、相談・通報への体制を整備

(ウ) チームワークの保持

- ・全職員が管理運営目標を共有し、能力を引き出せる業務分担
- ・日々の朝礼や月例会議等を活用した情報共有
- ・職員相互の協力体制を保持するための組織としての「心理的安全性※」確保
※心理的安全性 職場の上下関係や発言による（悪）影響を恐れずに、自分が良いと思ったこと感じたことを気兼ねなく発言できる環境

(エ) 職員の心身の健康保持増進

○取組体制等

- ・県の「CHO 構想推進事業所登録」事業への参加
- ・「マイ ME-BYO カルテ」の登録、利用
- ・定期健康診断の実施及び診断結果に応じた保健指導の利用促進
- ・健康保険委員（協会けんぽ）の設置による職員への健康に係る広報等の充実

○職場における対策

- ・執務環境の確認と継続的な改善（空気環境、温熱条件、視環境等）
- ・感染症予防対策の実施（インフルエンザ予防接種費用補助、マスク・アルコールの配備等）

- ・熱中症予防対策の実施（空調ファン付き作業着、スポーツドリンクの配布等）
- ・ハチ刺されによる重症化を防ぐ、ハチアレルギー抗体検査費用の補助
- ・受動喫煙防止対策の徹底

○メンタルヘルス対策

- ・専門機関によるストレスチェックの実施（年1回）及びカウンセリング等の体制整備
- ・ハラスメント防止や「心理的安全性」の確保による風通しのよい職場の実現



夏季のスポーツ
ドリンクの配布

（オ）男女共同参画への対応

男女平等による職員公募、採用や意欲と能力のある女性職員の積極的登用に努めるとともに、出産、育児や介護を行う職員の仕事と家庭の両立が図られるよう様々な取組を進めています。

- ・女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定、届出、厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」に公表
- ・えるぼし認定（女性活躍推進法第9条の認定）の取得に向けた取組
- ・出産、育児や介護に係る休暇、休業取得及び短時間勤務職員の深夜勤務、時間外勤務の制限等を規定

（カ）高齢者雇用への対応

当協会では、優秀な高齢者が有するスキルやノウハウを活かせるよう高齢者雇用に取り組んでいます。高年齢の職員が安心安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防の観点から、転倒防止、落下防止、熱中症予防、健康増進等、作業や職場環境の配慮事項を取組方針「エイジフレンドリーな職場環境を目指して」としてとりまとめ職員に周知しています。

（キ）労働環境確保のその他の取組

- ・最低賃金の履行確保、社会保険への加入、労働契約書の交付等の遵守
- ・無期労働契約制度、福利厚生活動への補助、ボランティア休暇制度の整備
- ・有期雇用職員への公正な待遇の確保（年次有給休暇、予防接種費用補助、福利厚生活動、研修等）

計画書 13 「コンプライアンス、社会貢献」

(1)指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設整備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況(労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む)

ア 基本的な考え方

当協会は、公益財団法人としての社会的信頼性の維持、業務の公正性を確保するため、すべての役職員に法令及び協会の諸規程の遵守を徹底するとともに、常に社会規範や社会的責任を念頭に置いて業務を執行することで、公益目的を達成し、社会に貢献できるよう取り組んでいます。

行政庁等による検査・監査の受検、理事・監事及び評議員による執行状況の監督、「コンプライアンス要綱」に基づくコンプライアンス委員会や内部通報制度による厳重なチェック体制を整備するとともに、「コンプライアンスガイドライン」では具体的な行動指針を示し、役職員一人ひとりの意識向上に努めています。特に、個人情報保護やソーシャルメディア利用、ハラスメント防止対策については個別に規程を定め、役職員への教育・研修や「事故・不祥事防止会議」等を通じて周知徹底を図ります。

イ 諸規程の整備状況

別添のとおり、諸規程類(組織、経理、給与、就業、個人情報保護、情報公開、文書管理等の規程及び労働環境確保のための方針等)を整備しています。

ウ 施設整備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守

■法令遵守の徹底に向けた取組

コンプライアンス要綱等に基づくチェック体制の整備や「コンプライアンスガイドライン」の実践、教育・研修による周知徹底を図るとともに、業務執行状況について内部検査指導要領に基づく検査を実施しています。

また、指定管理業務に係る県、外部有識者によるモニタリング、県監査委員監査を万全な態勢で受検するとともに、公益法人認定法に基づく立入検査、第三セクター等指導調整指針に基づく「自立した第三セクターのチェック」の機会も活用し正確な情報により適正な法人運営に努めます。

■施設整備の維持管理に関する法規

公園施設の安全確保や利用者が快適に過ごせる場を提供するためには、都市公園関係法令はもとより、設備点検に関する法律や衛生環境の確保に関する法律、消防法など各種法令を熟知しておく必要があります。研修や講習会の受講、資格取得等を通じて各種法令への理解を深めるとともに、法令に基づく点検や業務報告を確実に実施し、安全な公園管理運営を図ります。

都市公園法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境基本法
浄化槽法	水道法	水質汚濁防止法
建築基準法	消防法	電気事業法

■労働関係法規

労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、労働契約法等に基づき、就業に関する規程を整備しており、これらを適切に運用し安全で快適な労働環境を確保します。

工 指定管理業務を行う上での具体的な取組

- 労働条件審査の受審（令和2年度に社会保険労務士による労働条件審査を受審）
 - ・審査結果：法令評価「4」（最高「5」の5段階評価）
 - 労働環境モニタリング「A」（最高「A」の5段階評価）
 - 法令評価の中で改善が求められた労働時間管理における始業・就業自国の明確化については、規定等の改正を行うなど既に措置済みです。
- 反社会的勢力の排除（「神奈川県暴力団排除条例」の遵守）
 - ・当協会の「コンプライアンスガイドライン」において、反社会的勢力との一切の関わりを禁止するとともに、本公園に「不当要求防止責任者」を配置
 - ・委託業者の選定にあたり「県の競争入札参加資格者名簿」を活用し不良不適格業者を排除
- 守秘義務
 - ・指定管理業務を通じて知りえた情報の守秘義務（退職後も含む）について「コンプライアンスガイドライン」に定め、研修等での指導を徹底
 - ・業務の一部を第三者に委託する場合は、守秘義務について契約書等に記載し遵守を徹底
- 文書の管理・保存、情報公開、各種報告書等の提出・公開
 - ・取得・作成した文書は「県文書管理規程」に基づいて定めた「文書管理規程」により管理・保存
 - ・県の指定管理者のモデル規程に即して整備した「情報公開規程」に基づき対応
 - ・各種報告書等を適正に作成・提出期限内に提出し、県指定の報告書等はホームページ上で公表
- 管理口座・区分経理
 - ・管理口座及び会計処理について、指定管理業務と他の業務を区分して管理
- 保険の付保
 - ・施設賠償責任保険・施設災害補償保険（1事故当たり4億円（適用回数は無制限））及びイベント保険等に加入

(2)指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

持続可能な社会を公園から：「2030年までに誰ひとり取り残さない持続可能な社会を目指す」SDGsでは、経済、社会、環境の三側面の調和が重要とされており、この認識も踏まえて環境分野の目標達成に向けて取り組みます。

ア 環境負荷軽減の具体的な取組 4つの環境目標

低炭素社会への貢献 再生可能エネルギーの導入促進：再エネ電力の積極的活用、太陽光発電の活用 環境負荷軽減の取組：樹林地の適正管理、事務所等の省エネ、アイドリングストップ呼びかけ	生物多様性保全 生態系に配慮した管理：草地、樹林地、水辺等環境に応じた管理（刈残し、繁殖期への配慮） 希少種保護：モニタリング、採集禁止、生息環境維持 外来種防除：ペット等の放野防止、駆除活動
循環型社会への貢献 ゼロエミッション：植物発生材の園内活用、イベント等のプラゴミ抑制、ごみゼロアクセス グリーン購入：管理物品調達におけるグリーン購入促進	普及啓発の促進 環境学習イベント：観察会、学校団体受入れ 市民団体との連携：活動の場提供と活動支援 職員の意識向上：内部研修、「環境マネジメントシステム」によるPDCA

イ 環境目標達成におけるポイント

■グリーン購入の推進

「神奈川県グリーン購入基本方針」に即し、グループ代表が定めた「神奈川県公園協会グリーン購入に関する方針」に基づきグリーン購入に取り組みます。

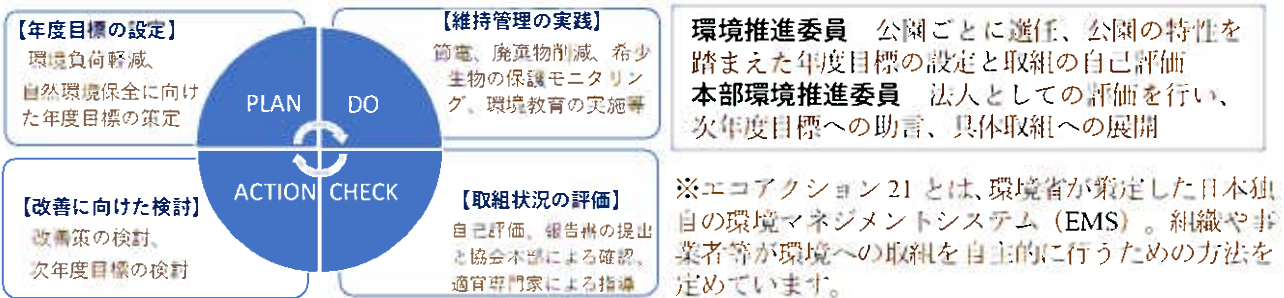
具体的な購入品：トイレトーパー・コピー用紙・文具等

■再生可能エネルギーの導入促進

- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、温室効果ガスの削減に取り組むとともに、エネルギー使用量を測定記録し年1回県に報告
- ・再生可能エネルギーの使用率が高い電力会社の導入を積極的に促進

ウ 環境マネジメントシステムによる実効性の担保

「エコアクション 21※」を参考として独自に構築した環境マネジメントシステムにより、行動目標を定め、総合的な環境マネジメントを推進し環境負荷の軽減と自然環境保全の普及啓発を図っています。取組はPDCA サイクルにより継続的に向上を図ります。



エ 本公園での具体的な取組

■ 環境負荷軽減の取組

- ・伐採木を加工し、スツール作成や木道の補修板として活用
- ・間伐・枝落としによる発生材を[]、カントリーヘッジに活用
- ・落ち葉堆肥など植物発生材のリサイクルを行い花壇、畑等にすき込み
- ・[]
- ・草地、湿地の環境に応じた維持管理（刈残し、生物繁殖へ配慮）

■ 自然環境の保全に配慮した管理運営と環境教育の取組

- ・草地、湿地の環境に応じた維持管理（刈残し、生物繁殖へ配慮）
- ・特定外来生物[]の防除や[]など外来植物の防除
- ・[]やボランティア団体等と協働し動植物の調査、モニタリングの実施
- ・[]
- ・自然観察会やネイチャーゲームなどの環境教育の実施

(3) 障害者雇用促進法の法定雇用率の達成と障がい者雇用促進の考え方

ア 法定雇用率を遵守します

■ 障がい者雇用促進法の法定雇用率の達成情况等、障がい者雇用促進の考え方と実績

（令和6年6月1日現在）

[]	[]	[]	[]
[]	[]	[]	[]

■ 障がい者雇用を行う企業等への積極的な業務発注

当協会は、障害者就労施設、障害者雇用企業等への積極的な業務発注を推進するため、「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、毎年度「実績」を超える「調達目標」を設定し、その達成を図っています。調達方針・実績を当協会のホームページで公表しています。本公園においても、会議用の茶菓子購入などにおいて、障害者就労施設等への積極的な業務発注に取り組みます。

年度	調達目標	調達実績	主な調達内容
令和元年度	8,500,000 円	8,783,936 円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等
令和2年度	9,000,000 円	8,222,302 円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等
令和3年度	8,500,000 円	9,311,033 円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等
令和4年度	9,500,000 円	9,411,813 円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等
令和5年度	9,500,000 円	10,206,006 円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等

指定管理期間における調達目標：指定管理期間中に 100,000 千円/年

(4)障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組

ア 取組の考え方

障害者差別解消法及び「ともに生きる社会かながわ憲章」の制定主旨を踏まえ、合理的配慮の提供や広報啓発・研修等に取り組んでいます。

また、障がいのある方とご家族、介助者等が利用しやすい環境整備を促進するとともに、障がい者と障がい者以外の利用者が交流する機会を提供することで相互理解を促進し、インクルーシブな利用環境の確保に努めます。さらに、各公園における指定管理業務でのイベント等を通じて障がい者支援、障がい者理解の普及啓発に関する取組を進めます。

イ

ウ 合理的配慮の提供の具体的な取組

県等が実施する施設のバリアフリー化等の環境の整備を基礎として、様々な障がいに応じて個別に合理的配慮を提供し、社会的障壁の除去に努めます。

物理的環境への配慮 (障がいに応じた利用への配慮)	意思疎通の配慮 (障がいに応じた意思疎通への配慮)
・パークセンター及び里山体験館での車いすの貸出 ・車いす利用者の目線を意識した展示作成 ・触ったり香りを嗅いだりできる展示作成 ・車いす利用者等の里山体験館への車両の乗り入れ対応 ・ユニバーサルトイレや身障者用駐車枠への案内	・積極的な声掛けによる利用案内、障がいの状況に応じたゆっくり丁寧な会話 ・バリアフリーマップの作成・配布、ピクトグラムを設置 ・神奈川県ウェブアクセシビリティ方針に準じたホームページの作成・運用 ・パンフレット等の点字化や読み上げ可能な電子データによる提供 ・県の「色使いのガイドライン」に則った園内掲示物や配布物の作成 ・XXXXXXXXXXによる窓口対応 ・「耳マーク」の掲示による聴覚障がいの方への筆談などの配慮 ・コミュニケーションボードや筆談器等の設置 ・ホームページ等への「ほじょ犬マーク」の表示（補助犬の施設利用の促進） ・障がいのある方の家族、介助者等コミュニケーションを支援する方への丁寧な対応

エ イベント等への参加促進

本公園では、イベントの開催において障がいの有無に関わらず、誰もがともに楽しめるよう配慮を行いイベントへの参加を促します。

オ 公園利用者等への普及啓発

SDGs の「誰一人取り残さない」という理念のもと障がいのある方への適切な配慮について普及啓発を図ります。

(5)神奈川県手話言語条例への対応

聴覚障がいの方の安心安全な公園の利用環境を確保するために、意思疎通、情報取得のための重要な手段である手話を使いやすい環境づくりに努めます。

ア 具体的な取組

■ 普及体制

当協会本部に、



■ 職員への教育、研修

■ 利用環境の向上

職員による窓口案内

- ・コミュニケーションツール（コミュニティボード、筆談器）の設置（再掲）
- ・電話以外の問い合わせツール（ホームページ、メール、SNS、FAX）の用意
- ・必要に応じたイベント等における手話通訳者の配置

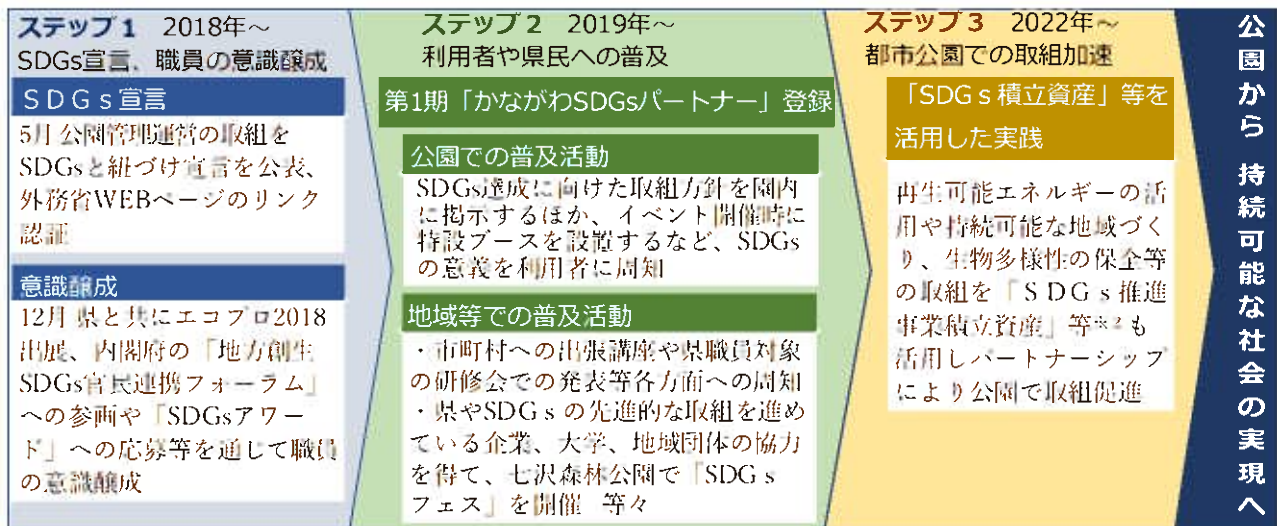
(6) 社会貢献活動等、CSR の考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標 目標9（イノベーション）、11（都市）、15（陸上資源））への取組

ア 社会貢献活動等、CSR の考え方

当協会では、CSR を「社会貢献活動」はもとより、「公益法人としての設置目的、コンプライアンス強化をベースに、事業運営を通じて地域社会への貢献、環境への配慮を行い、地域の活性化に繋げていくこと」と幅広く捉えています。このことは持続可能な社会を目指す SDGs の理念とも繋がるため、その取り組みに積極的にコミットしています。この目標を達成するため、公園管理運営事業や公益事業において幅広い活動を行っています。

引き続き、本公園の管理運営において、社会貢献活動等、CSR に取り組みます。

イ SDGs(持続可能な開発目標 目標9(イノベーション)、11(都市)、15(陸上資源))への取組



※2 当協会が公園の管理運営での SDGs 推進に取り組むため、2017 年度～2021 年度に積み立て、2022 年度の活動に充てる資金。SDGs 推進事業積立資産（積立金 46,350 千円）は事業展開に、SDGs 推進資産取得積立資産（13,300 千円）は機器類の購入に充当

	強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	災害時の公園のポテンシャルの向上 大規模災害等を想定した防災機能向上、樹林地の維持管理による災害防止と軽減 再生可能エネルギーの積極的な活用 再生可能エネルギーを活用した電力確保の促進、発生材の園内活用
	包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	誰もが安全・安心に楽しめる公園管理 障がい者、子育て世代、高齢者、外国人等への対応、地域と連携した事故防止のための取組
	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対応、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	生物多様性に配慮した維持管理 ：希少動植物の保護、外来種防除、公園の環境特性に合わせた生態系保全 環境教育の推進 ：観察会等の開催、市民団体等との連携・活動活性化

■本公園での具体的な取組

_____に基づき く生物多様性保全と災害への備え	国内の歴史・自然について、様々な利用者層を対象とした講習会や観察会、イベント等のプログラムで専門知識をもつスタッフが学びの場を提供
_____発生材の ベンチ等への活用	コミュニケーションボードの活用、簡易授乳施設の整備、車イスの貸出し、自動翻訳機の活用など
生産物（もち米、野菜など）について、フードバンクを通じて地域の「子ども食堂」に提供	ボランティアと連携した里山保全・イベント等の開催による公園づくり
ノルディックウォーキング等で誰でも手軽な運動ができるプログラムを提供	

SDGs 推進事業積立資産の活用

ナラ枯れ被害の軽減を図るための調査や危険な枯死木の伐採や枝落としなどの樹木管理、生物多様性のため下草刈などの草地管理を実施します。また、危険木などの伐採で発生した材を有効活用するための木材加工（ベンチ等）、地域連携のためのイベント開催などをSDGs推進事業に位置付け、資産を活用します。

【令和7年度事業計画】

計画書14 「事故・不祥事への対応、個人情報保護」

(1)事故があった場合の再発防止策の構築

事故等があった場合は、次のとおり迅速、的確に対応し、再発防止の徹底を図ります。

- ・当協会の[]に基づき、本公園に「事故防止対策会議」を設置し、事故原因の究明、事故防止対策の検討を行い、本部に報告するとともに全職員に周知
- ・重要な事故等については、当協会の[]に基づき、本部に「事故対策委員会」を設置し、事故等にかかる対応策、原因の究明、再発防止、職員に対する事故等の防止の啓発等について協議
- ・当協会の役員、全ての所属長が出席する「事故・不祥事防止会議」において周知・共有
- ・事故・不祥事等が発生した場合は「事故・不祥事等に関する報告書」により、速やかに県に報告（指定期間開始までに連絡網を県に報告）

(2)個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況

ア 個人情報保護のための方針・体制

当協会では、利用者からの信頼を得るためには、利用者等の個人情報を適切に管理することが必要不可欠であるとの認識のもと、「個人情報保護方針」を公表し、公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程（以下「個人情報保護規程」という。）をはじめ諸規程を整備し、個人情報の適正な保護に取り組めます。

■個人情報保護のための組織体制

当協会では、「個人情報保護規程」に定められた内容の実効性を確保するため、事務局長を個人情報管理者に指名し、協会が保有する個人情報に関する規定等の整備や研修の実施など必要な措置を講ずることとしています。また、公園で管理する個人情報を適正に管理するため、園長を業務にかかる個人情報取扱責任者として、公園職員のうち実際に個人情報を取り扱う職員を個人情報取扱従事者に指定することにより、個人情報の管理責任を明確化し、個人情報保護に取り組めます。

当協会における個人情報保護に関する組織体制

理事長—事務局長（個人情報管理者：個人情報の規定の整備、研修の実施、個人データの取扱状況の点検・監査）
 └個人情報取扱責任者（園長を公園における取扱責任者として指定）
 └個人情報取扱従事者（公園職員のうち個人情報を取り扱う者を指定）

※個人情報の取扱いに関する相談窓口を総務企画課に設置

■個人情報保護のための諸規程の整備

当協会では、個人情報の保護に関する条例及び指定管理者と県が締結する基本協定に基づき、個人情報保護規程を定め、さらに同規程第9条（個人データの適正管理）を受け作成した「協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」において具体的な取扱事項を定めるなど、個人情報保護に関する諸規程を整備しています。

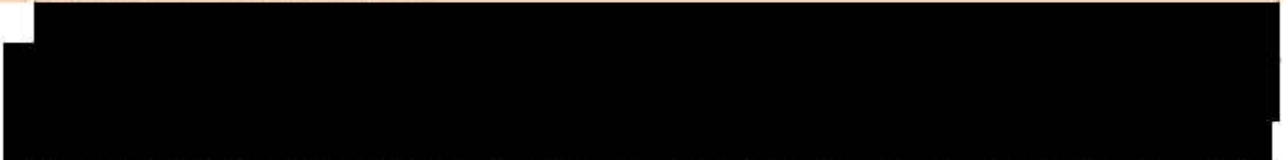
マイナンバー制度にかかる役職員及び外部講師等の特定個人情報については、「特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱」を定め、指定された職員が専用機器においてデータ管理を行うなど、厳重に管理します。

個人情報に関する規程

- ・個人情報保護方針
- ・公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程
- ・協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱
- ・ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

なお、当協会のホームページにおいて、個人情報保護方針、個人情報保護規程、特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱を公表します。

イ 職員に対する教育・研修体制



ウ 個人情報の取扱いの状況

■ 厳格な取扱いの徹底

個人情報等の情報管理に関するチェックリスト等に基づき、厳格な管理を行います。

- ・個人情報に係る資料、個人データの漏洩、盗難防止のため、金庫、鍵付き書庫等で厳重に管理
- ・不要となった個人情報については、紙媒体はシュレッダー、電子媒体は外部メディアの物理的破壊等による復元不可能な状態での確実な削除・廃棄
- ・イベントの写真撮影時等における個人が特定されないよう配慮の徹底
- ・特定個人情報を扱う機器の特定及び作業場所の限定の徹底

■ 個人情報の漏えいが発生した場合の対応

公園で個人情報の漏えいが発生した場合、速やかに個人情報管理者に報告し、個人情報管理者は対象となる方々や関係機関に報告し、二次漏えいの防止措置を講じます。

また、速やかに再発防止策を検討し必要な対策を講じます。

■ 電子データの取扱いに関するセキュリティ強化

- ・不用パソコン、サーバー等の廃棄処理時における「協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」に基づき、内蔵ハードディスクの物理的破壊による確実なデータ消去
- ・廃棄物業者に委託する場合、職員立ち合いのもと専用機器を用いたハードディスクの物理的破壊及びデータ復元不可能状態の確認の徹底。マニフェストに基づく産廃処理の確認
- ・県主催「サイバーセキュリティセミナー」の受講や、専門業者への日常的な相談等による積極的な最新セキュリティ対策の情報収集
- ・ウイルス感染や不正アクセス等に備え、被害拡大防止と速やかな復旧を図るため「対応マニュアル」や体制整備
- ・第三者の専門機関による情報システムの安全性の確認履行済み

■ソーシャルメディア利用での対応

情報発信にあたりソーシャルメディアの重要性が増すなか、拡散性、双方向性等の特性から個人情報保護への配慮について必要な取り組みを進めます。

- ・当協会「ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」に基づく個人情報の適切な取り扱い
- ・当協会がソーシャルメディア上に個人情報を書き込む場合は事前の本人同意を徹底
- ・投稿者（当協会以外）が投稿者自身以外の個人情報を書き込んだ場合、協会の権限の範囲内において他人の個人情報記載を控える旨の注意喚起や投稿を削除

■情報公開への対応

文書等の情報公開の申し出があった場合は、当協会の「情報公開規程」の定めにより、公開の申出に係る文書等に、特定の個人が峻別され、若しくは峻別され得るもの又は特定の個人を峻別することができないが、公開することにより、個人の権利利益を害する恐れのあるものは、公開しないこととします。